

第2章 災害予防計画

第1節 気象等予報計画

〈総務課、関係各課、京都中部広域消防組合、消防団〉

第1 計画の方針

気象、地象、水防、火災等に関する予報及び警報等について、これらを迅速かつ的確に住民に周知するための伝達組織及び方法並びに発表基準等について定める。

第2 警報レベルを用いた防災情報の提供

警報レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

第3 一般の利用に適合する予報及び警報

府における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の発表については、京都地方気象台が行う。

1 予報区

本町区域は、「南部」（一次細分区域名）、「京丹波町」（二次細分区域名）、「南丹・京丹波」（市町村等をまとめた地域）の予報区に該当する。

2 特別警報

（1）特別警報の種類

町に関係する特別警報の種類は、気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報）である。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

特別警報基準表

種類	特別警報の発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(2) 気象警報に含めて行う特別警報

地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等）の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

3 警報及び注意報等

(1) 警報及び注意報等の種類

種類	発表の意味と基準
気象警報	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合の警報 ・平均風速 20m/s 以上と予想される場合
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合の警報 ・降雪を伴い平均風速 20m/s 以上と予想される場合
	大雨警報（浸水害）（土砂災害） 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合の警報 ・雨量基準 1時間雨量 70mm 以上 ・土壌雨量指数基準 123 以上 大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報 大雪による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合の警報 24時間の降雪の深さが、60cm 以上と予想される場合
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合の警報 ・雨量基準 1時間雨量 70mm 以上 ・流域雨量指数基準 高屋川流域=16 以上 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
気象警報に含めて行う警報	地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等）及び浸水の警報は、その警報事項を気象警報に含めて行われる。 ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水警報を行う。
気象注意報	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 降雪を伴い平均風速が 12m/s 以上の場合
	強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 平均風速が 12m/s 以上の場合
	大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想した場合に、注意を喚起するための予報 ・雨量基準 1時間雨量 40mm 以上 ・土壌雨量指数基準 86 以上 避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想した場合に、注意を喚起するための予報 ・24時間の降雪の深さが 20cm 以上の場合

種 類	発表の意味と基準	
その他の気象注意報	濃霧注意報	濃い霧により交通機関等に著しい支障が発生するおそれがあると予想した場合に、注意を喚起するための予報 ・視界が100m以下の場合
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想した場合に、注意を喚起するための予報
	乾燥注意報	空気の乾燥により、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に、注意を喚起するための予報 ・京都の最小湿度が40%以下かつ実効湿度が60%以下の場合
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想した場合に、注意を喚起するための予報 ①積雪の深さが40cm以上あり、降雪の深さが30cm以上の場合 ②降雪の深さが70cm以上あり、京都地方気象台の最高気温が8℃以上又はかなりの降雨の場合
	着雪注意報	著しい着雪により通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれがあると予想した場合に、注意を喚起するための予報 ・24時間の降雪の深さが60cm以上で、気温が-2℃から2℃の場合
	霜注意報	早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあると予想した場合に、注意を喚起するための予報 ・具体的には最低気温が3℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると予想した場合に、注意を喚起するための予報 ・京都地方気象台の最低気温が-4℃以下の場合
	融雪注意報	融雪により、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときと予想した場合に、注意を喚起するための予報
	着水注意報	著しい着水により、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあると予想した場合に、注意を喚起するための予報
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害が発生するおそれがあると予想した場合に、注意を喚起するための予報 ・雨量基準 1時間雨量40mm以上 ・流域雨量指数基準 高屋川流域=8以上 避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
気象注意報に含めて行う注意報	地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等）及び浸水の注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行われる。ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水注意報を行う。	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量90mm以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき、気象庁が発表する。	
顕著な大雨に関する情報	大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使用して解説する情報。この情報は、警戒レベル相当情報を補足する情報である（警戒レベル4相当の状況で発表）	
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される（京都府と京都地方気象台が共同で発表）。 市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、京都府北部、南部に分けて発表する。	
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象	

種 類	発表の意味と基準
	地域と同じ発表単位（京都府など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(注) 1 基準の数値は、過去の災害調査に基づいて定めた概ねの目安である。

2 基準の数値は変更されることがある。

3 土壌雨量指数基準は1 km 四方ごとに設定しており、表中の基準値は各市町村内における基準値の最低値を示す。（「土壌雨量指数」とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中の雨水量を示す指数。）

4 表中の「高屋川流域=8以上」とは、「高屋川流域の流域雨量指数8以上」を意味する。（「流域雨量指数」とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算により指数化したもの。）

5 本地域における当該現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

(2) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当

ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

- ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
- ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

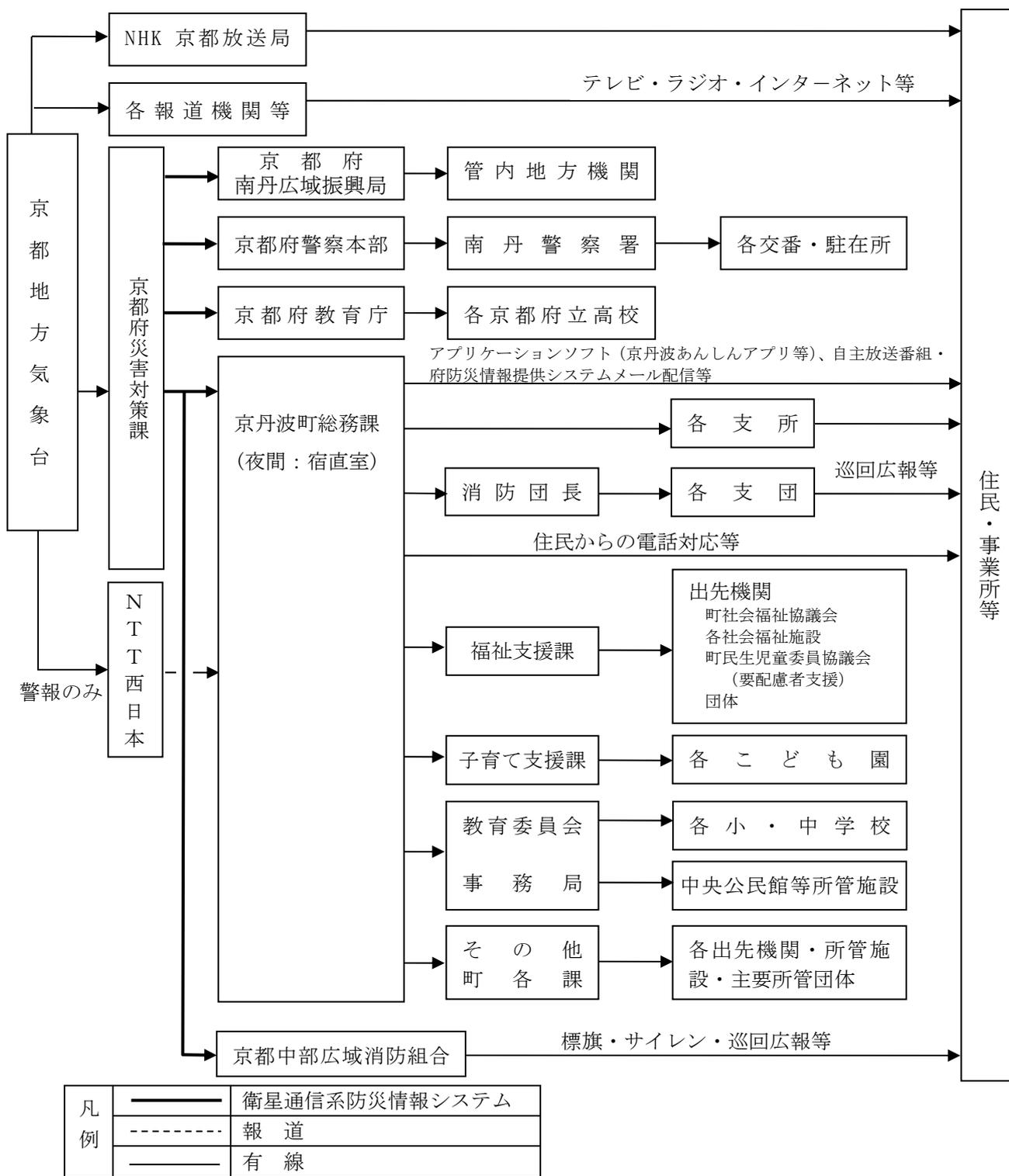
注) 流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(3) 注意報・警報の発表、解除

- ア 注意報は災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報は重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。
- イ 注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切替えられる。
- ウ 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報の全てを解除する場合のみ行う。

(4) 伝達系統



気象予報警報の伝達系統

(5) 伝達方法

ア 予報警報等は、府災害対策課（時間外は保安室）及び西日本電信電話株式会社を通じて町総務課に通知される。

- イ 町総務課は、予報警報等を受理したときは、直ちに伝達系統により伝達先へ通報する。
- ウ 時間外において通報を受理した場合は、総務課長に連絡するとともに伝達系統により町内伝達先へ通報する。
- エ 有線通信途絶時における伝達については、防災行政無線（同報系・移動系）、町広報車、町消防団による消防車両等を活用するなど、最も迅速な方法により町内伝達先へ通報する。

第4 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報

(1) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

ア 対象河川及び区域

由良川については、左岸は綾部市野田町より海まで、右岸は綾部市味方町より海までが、土師川については、左岸は福知山市字堀から由良川合流点まで、右岸は福知山市字土師から由良川合流点までが、「水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報（洪水警報）を行う河川及び区域」に指定されている。

イ 伝達系統及び伝達方法

上記アの河川区域で洪水予報が発表された場合、本町へは、水防法第10条第3項に基づき府河川課・砂防課（時間外は保安室）より連絡が入ることになっている。

この連絡を受けた時は、本節第3の3（4）の伝達系統、（5）の伝達方法により、町内の関係事務所及び住民への情報の周知徹底を図る。

(2) 国土交通省が行う水防警報

ア 対象河川及び区域

由良川については、左岸は綾部市野田町から海まで、右岸は綾部市味方町から海までが、土師川については、左岸は福知山市字堀から由良川合流点まで、右岸は福知山市字土師から由良川合流点までが、「水防法第16条第1項の規定による水防警報を行う河川及び区域」に指定されている。

イ 伝達系統及び伝達方法

上記アの河川区域で水防警報が発表された場合、本町へは、水防法第16条第3項に基づき府河川課・砂防課（時間外は保安室）より連絡が入ることになっている。

この連絡を受けた時は、本節第3の3（4）の伝達系統、（5）の伝達方法により、町内の関係事務所及び住民への情報の周知徹底を図る。

(3) 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

ア 水防警報

水防法第16条の規定により指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるとき、知事が水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。

(ア) 警報事項等

a 警報事項

- (a) 準備……水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- (b) 出動……水防団員の出動の必要性を示すもの

- (c) 解除……水防活動の終了を通知するもの
- b 流域の雨量及び対象水位観測所の水位
- (イ) 水防警報の発表時期

水防警報の発表時期

河川名	水位観測所	水防警報種別		
		準備	出勤	解除
高屋川	高屋川橋	水防団待機水位〈指定水位〉に達したとき	氾濫注意水位〈警戒水位〉に達したとき	氾濫注意水位〈警戒水位〉を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

イ 水防警報及び水位の情報の通知・周知の実施区域等

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

河川名	区域		対象水位観測所							発信者	指定年月日	
			名称	所在地	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)・避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位	【参考】旧氾濫危険水位	堤防高		水位警報	水位情報通知周知
高屋川	起点	起点	高屋川橋	京丹波町豊田下川原 7-1 地先	m	m	m	m	m	京都府南丹土木事務所長	平	19.3.9
	終点	藤ヶ瀬橋			1.40	1.90	—	—	3.00			

第5 水防活動の利用に適合する注意報及び警報（気象業務法第14条の2）

1 注意報及び警報の種類

水防活動用の注意報及び警報は、「京都南部、南丹・京丹波」の予報区を対象とした次表左欄の種類を、それぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

種 類	代替する一般予報警報の種類
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

2 伝達系統

第3の3（4）の伝達系統による。

3 伝達方法

第3の3（5）の伝達方法による。

第6 火災気象通報

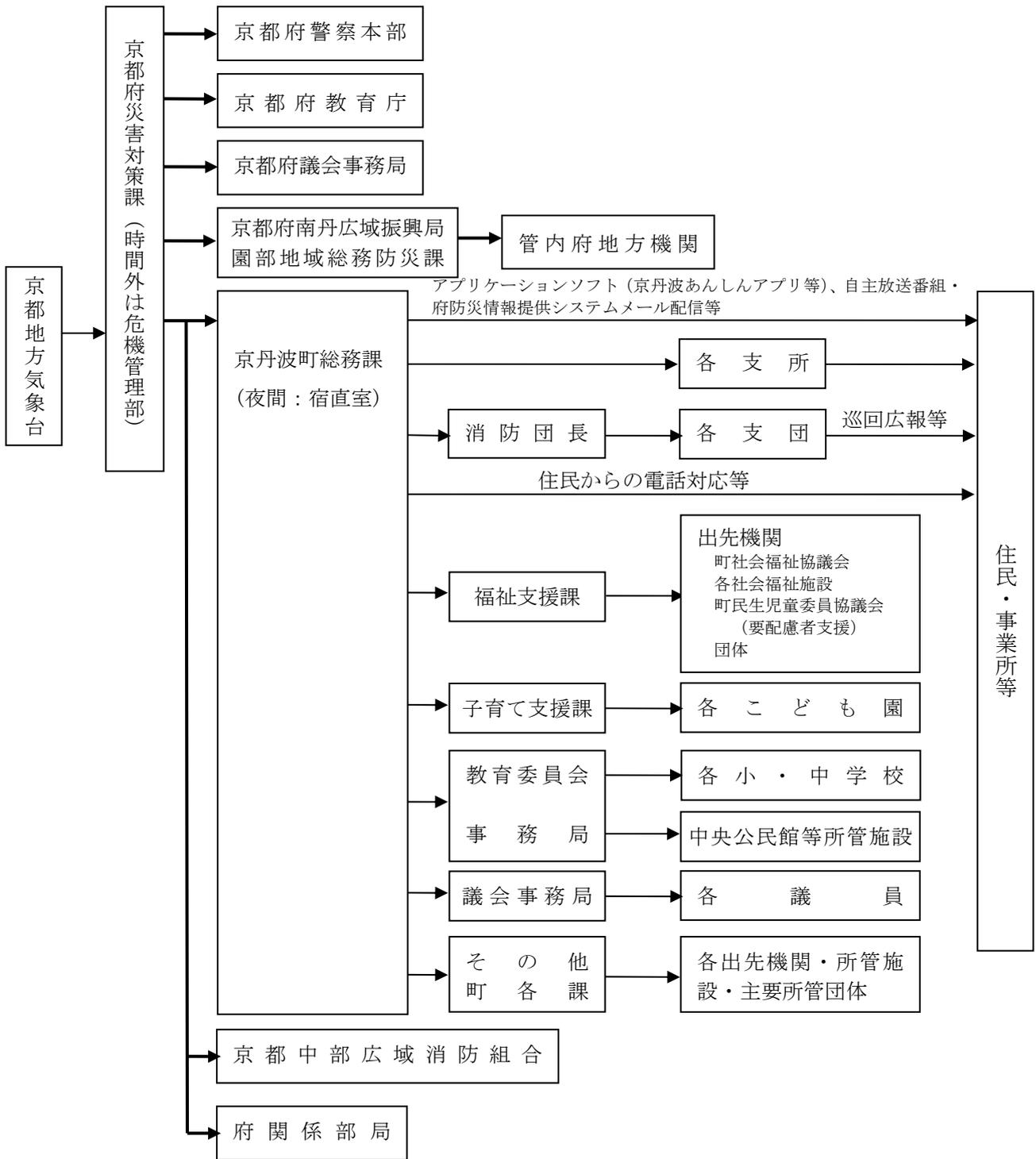
1 通報基準

（1）京都地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、知事に火災気象通報を行う。通報基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

（2）町長は、知事から前項の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。町長は、火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置を取らなければならない。

2 伝達系統

火災気象通報の伝達系統



凡例	——	衛星通信系防災情報システム
	——	有線

3 伝達方法

- (1) 火災警報等の通報連絡は、伝達系統により住民に周知徹底する。
- (2) 消防団長は、通報を受けたときは火災予防上必要な措置をとる。
- (3) アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）、自主放送番組又は広報車を活用し、住民に周知する。

第7 農業気象通報

異常気象等による農業の被害を防止するため、一般予報警報並びに気象情報のうち、農業に関連のある部分及びその解説を「農業気象通報」として、農業関係機関及び一般農家に伝達、周知する。

1 区域細分

農業気象通報については、一般予報警報における一次細分区域を適用して細分する。

2 農業気象通報の種類及び実施期間

農業気象通報の種類及び実施期間は、農業気象関係機関の協議により年ごとに定める。

3 農業気象通報の伝達

農業気象通報は、気象台の定形による様式で伝達される。定形化された気象情報は、該当の受報用紙を使用する。

本町へは、京都地方気象台からの通報を府災害対策課（時間外は保安室）が受報し、府災害対策課より伝達される。

4 伝達系統

本町への連絡及び本町からの伝達系統は、第3の3（4）の伝達系統による。

5 伝達方法

第3の3（5）の伝達方法による。

第8 雨量・水位情報

1 雨量・水位の観測

町内には次の府設置による雨量・水位観測所があり、テレメータ化された観測データは、河川情報システムにより府南丹土木事務所及び府河川課・砂防課に自動的に送信され集約される。

また、国土交通省設置のテレメータ雨量観測所もあり、その観測結果は必要に応じ府との資料の交換がなされることになっている。

京都府雨量観測所（テレメータ）

観測所名	所在地	管理者
高屋川橋	京丹波町豊田下川原7-1地先	府南丹土木事務所長
細谷	京丹波町細谷古和田24-1	
和知川橋	京丹波町中ユヤノ谷9-7	
井脇	京丹波町井脇瀧谷	
畑山ダム	京丹波町下山大原124-17	大野ダム総合管理事務所長

京都府水位観測所（テレメータ）

観測所名	河川名	水防団待機 （指定）水位	氾濫注意 （警戒）水位	避難判断水位	氾濫危険 （特別警戒）水位	堤防高	所在地	管理者	洪水予報	水防警報	水位情報周知
高屋川橋	高屋川	1.40	1.90	2.10	2.20	3.00	京丹波町豊田下川原7-1地先	府南丹土木事務所		○	○
須知川橋	須知川	1.10	1.60			3.60	京丹波町須知			○	

国土交通省雨量観測所（テレメータ）

観測所名	所在地
下山	京丹波町下山
曾根	京丹波町曾根
西河内	京丹波町西河内小字川ノ上

2 京都府からの雨量・水位の通報・公表要領

(1) 雨量及び水位の通報

府管理の雨量及び水位のデータを、京都地方気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、府河川課・砂防課から、京都府雨量水位観測システムにより町に通報される。

水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位（指定水位）を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。

なお、システムに障害が発生した場合や、無線や観測機器等に障害が生じ観測データが送信されない場合は、電話又はFAXによりその旨を町に通報される。

(2) 雨量・水位・ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表

府河川課・砂防課より、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータは、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（府ホームページ）、地上デジタルデータ放送、携帯電話等により公表される。

また、河川防災カメラ画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送等により公表される。

水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位（警戒水位）を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。

なお、大野ダムについては、放流情報やダム湖カメラ映像等、分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報が提供されている。

(3) 通報の時期等

ア 通報の時期

次の状況となった時に、町に通報される。

- (ア) 水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- (イ) 水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの間の毎正時ごと
- (ウ) 水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき
- (エ) その他、必要と認められるとき

イ 通報の中止

次の場合は、水位の通報と併せて、通報を中止する旨の連絡があり、通報が終了となる。

- (ア) 水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき
- (イ) 氾濫注意水位（警戒水位）以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき
- (ウ) 水防態勢を解いたとき

3 伝達系統及び伝達方法

気象予報警戒等の伝達系統及び伝達方法に準じて行うものとし、特に、ため池、用排水樋門等の管理者に対しては、通報漏れのないよう周知徹底を図る。

第9 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視（京都府建設交通部）

1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の109雨量局から集約された降雨データへ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、府へ還元する。

2時間後までに、土砂災害警戒情報の基準値を超えると予想した1kmメッシュがあった場合には、該当市町村（本町に対する発表単位は丹波、和知、瑞穂）に対して土砂災害警戒情報を府と京都地方気象台が共同発表する。

2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から府災害対策課経由で町総務課へ届く。

土砂災害警戒情報の補足情報は、府疏水ネットで町総務課及び土木事務所へ提供される。

3 町内での伝達系統、伝達方法

第3の3（4）の伝達系統、第3の3（5）の伝達方法による。

第10 積雪の情報

1 各機関の積雪観測所

町では、府が設置している以下の積雪観測所のデータ（府ホームページで公表）により、積雪等の情報収集を行っている。

観測所名	所在地	警戒積雪深 (cm)
京丹波町仏主	京丹波町仏主	60
京丹波町大迫	京丹波町大迫	40
京丹波町大簾	京丹波町大簾	50
京丹波町質志	京丹波町質志	50

2 伝達系統及び伝達方法

府が通報を受けた情報又は町が収集した情報は、気象予報警報の伝達系統及び伝達方法に準じて行い、住民への周知徹底を図る。

第11 異常現象発見時における措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

1 通報すべき異常現象

異常な現象とは、概ね次のようなものをいう。

- (1) 激しい降雨、降雪又は降ひょう
- (2) 異常水位
- (3) 地すべり
- (4) なだれ
- (5) 火災

2 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の最も近いところに通報する。

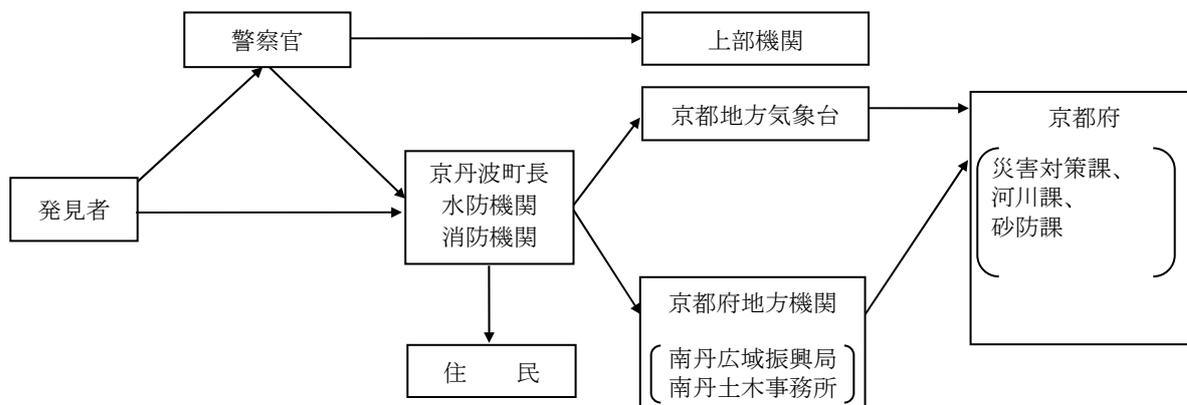
- (1) 消防署
- (2) 役場
- (3) 警察署・交番・駐在所
- (4) 消防団

3 町長への通報

異常現象を発見した場合又は住民から通報を受けた町職員、消防職員・消防団員又は警察官は、ただちに町長（総務課）に通報する。

4 町長の関係機関への通報

町は、前項の通知を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに次の通報系統により通報する。



5 住民に対する周知徹底

異常現象発見時における通報先については、平素から町広報紙等により住民に周知徹底しておく。

第12 予報警報等の伝達及び周知の方法

1 周知徹底の方法

予報警報等の通報を担当する各機関は、本節の各項に定める伝達方法の他、次の方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。

- (1) アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）、自主放送番組、Lアラート（災害情報共有システム）による方法
- (2) サイレン、警鐘等による方法
- (3) マイク、広報車等を利用する方法
- (4) 伝達組織を通じて周知徹底する方法
- (5) 気象告知板による方法（鉄道気象告知板等）
- (6) ラジオ放送、テレビ放送による方法
- (7) インターネット上のホームページによる方法
- (8) 登録型メール配信による方法（京都府防災・防犯情報メール配信システム等）

2 通報連絡内容の略符号化

予報警報等の通報連絡は、迅速かつ的確に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

3 通報連絡体制の確立

予報警報等の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立するなど、常に連絡体制の整備に努めるものとする。

第2節 情報連絡通信網の整備計画

(総務課、企画情報課)

第1 基本方針

災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な連絡手段を確立するとともに、関係機関や住民等との連携・協力により情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、初動体制の確立のため、各種防災情報の収集体制を整備し、情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るとともに各種情報の的確な把握を行う。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を行う。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入（AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS等のICTの防災施策への積極的な活用）に努めるものとする。

第2 通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

- (1) アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）
- (2) 自主放送番組
- (3) 衛星通信系防災情報システム
- (4) 消防無線
- (5) NTTの災害時優先扱いの電話

第3 情報連絡手段の整備・拡充

1 アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）、自主放送番組等

住民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐうえからも、また、災害を最小限にするためにも必要なことである。

本町では、火災時などの緊急連絡、気象情報（台風・大雨警報等）等の災害情報の周知はアプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）、自主放送番組を使用している。このため、未登録者や本町への転入者には、災害時に正確な情報が得られるよう新規登録を促し、情報連絡手段の整備を推進している。

的確かつ迅速な災害情報の収集伝達を行うためには、衛星通信系防災情報システムとアプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）等の有機的な結合を図っていくことが重要である。

また、情報連絡手段の円滑で適切な運用を図るため、幹部職員、防災基幹職員等への緊急情報連絡・動員体制の確立を進める。

2 情報連絡手段の多重化・多様化

災害時には、電話の輻輳、通信施設の被害が発生し、緊急通信、情報の受発信が困難になる場

合も想定されるため、次のような方策により多様な情報連絡手段の確保に努める。

- (1) 移動系防災行政無線の整備・拡充（公共施設への設置による半固定的運用を含む。）
- (2) 町内LAN施設の非常時活用システムの整備、施設の停電・耐災害対策の強化
- (3) 町内の気象情報等観測施設の活用
- (4) 関係機関等（府南丹土木事務所や府立高校及び府の出先機関、郵便局等の公共機関・団体運輸関係業者など）との連携強化
- (5) 情報ボランティア（無線システム構築事業者との協力協定締結、アマチュア無線の活用、情報処理専門技術者等のボランティア登録など）の確保
- (6) 地域における非常時情報連絡拠点の整備
- (7) スペシャリスト職員の育成
- (8) 住民向け非常時協カールールの周知徹底

3 緊急速報メール・事前登録によるメール等の活用

町は、住民に迅速に災害情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前登録によるメール、SNS、ホームページ、アプリケーションソフト、Lアラート等を導入した、多様化、多重化した情報発信手段の整備を進める。

4 緊急時の情報通信確保

(1) 災害対策本部長等の指揮命令伝達手段の確保

緊急時における災害対策本部長等の指揮命令伝達手段を確保するために、衛星携帯電話の活用により緊急時の情報通信の多重化を図る。

(2) 庁内システムの業務継続性の確保

災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保するため、次の取組みに努める。

- ・電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保
- ・自治体クラウドを活用した業務継続性の確保

第4 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備

1 住民の安否確認・情報提供の体制整備、システム構築

災害発生後、町外へ避難した者を含め、住民の安否確認情報の収集伝達や住民への支援・サービス情報を容易かつ確実に伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

2 全国避難者情報システム（総務省）の活用

町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する。）。

第3節 河川防災計画

〈総務課、土木建築課〉

第1 計画の方針

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。このため町域内の河川等の現況危険箇所等を把握し、府に整備促進を要請するとともに、河川改修、排水事業等防災事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

第2 水防の責任

水防法に基づく水防組織の整備、水防活動の実施、水防施設器具、資材の整備等水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動については、水防管理団体たる町がその責任を負う。

第3 河川の防災計画

1 河川の現況

本町の河川は、全て由良川水系に属しており、山地地形が卓越していることから流域面積が小さく勾配の急な河川も多く見られる。このため、梅雨期や台風期の豪雨により河川は急激に増水し、大規模な氾濫は少ないものの小規模な被害が生じやすい状況となっている。

また、次の機能をもつ和知ダム（関西電力）、その上流に大野ダム（府）及び畑川ダム（府）が設置されている。

和知ダム

(1) 放流施設	ラジアルゲート	4門
	スライドゲート	1門
	有効貯水容量	1,286,200m ³
	総貯水容量	5,119,200m ³
	計画洪水量	2,640m ³ /s
	計画洪水位	標高120.5m

(2) 洪水対策

和知ダムは和知発電所調整池堰堤として設置されたもので、調整池への流入量が300m³/s以上の洪水時には、貯水位を一定に保って自然流量を貯水することなく放流する。

(3) 和知ダム放流通報の連絡

通報時における本町等への通報は、関西電力株式会社和知ダム管理所より連絡を受けることになっている。

大野ダム

- (1) 目的 洪水調節、発電
 (2) 管理者 京都府
 (3) 位置 南丹市美山町檜原
 (4) 河川名 由良川
 (5) 規模 重力式コンクリートダム
 堤 高 61.4m
 貯水容量 28,550,000 m³
 計画流入量 2,400 m³/s
 調節量 1,000 m³/s

(6) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高155.0mから175.0mまでの容量最大21,320,000m³を利用して、ダム地点の計画流入量2,400m³/sを1,400m³/sに調節する。

(7) 大野ダム放流通報の連絡

本町への通報は、大野ダム総合管理事務所より連絡を受けることになっている。

畑川ダム

- (1) 目的 洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持
 (2) 管理者 京都府
 (3) 位置 京丹波町下山
 (4) 河川名 由良川水系高屋川支川畑川
 (5) 規模 形式 重力式コンクリートダム
 堤 高 34.0m
 総貯水容量 1,960,000 m³
 計画高水量 200 m³/s

(6) 洪水調節

ダム地点の計画高水流量200m³/sのうち、90m³/sの洪水調節を行い畑川及び高屋川沿川の被害を防除する。

(7) 畑川ダム放流通報の連絡

本町への通報は、大野ダム総合管理事務所より連絡を受けることになっている。

2 河川改修事業等

河川全般について上流での土砂流出を防ぐとともに、今後も、府の治水対策の積極的な実施を強く要請し、その他未改修小河川についても低地帯の冠水の防除とともに農業用水、防火用水としても重要であるため、改修整備並びに土砂のしゅんせつを推進する。

第4 危険区域（箇所）の警戒巡視

日頃から気象情報の的確な把握をし、異常降雨等による水害の早期発見に努める。また、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、町内の危険区域の警戒巡視を行う。

主な危険区域として、府の管理する河川については、「重要水防区域」、「河川重点警戒箇所」（資料編3-10参照）がある。

第5 洪水浸水想定区域における防災対策

1 洪水浸水想定区域の指定・公表（水防法第14条）

府は、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

なお、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川についても、災害からの安全な京都づくり条例に基づき、全ての府管理河川の洪水浸水想定区域図が公表されている。町長は、これらの中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保（水防法第15条）

（1）町域に水防法による洪水浸水想定区域の指定があった場合、町地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により住民に周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

- （ア） アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）、ホームページ
- （イ） 自主放送番組
- （ウ） 広報車（移動系防災行政無線の積載車を含む。）
- （エ） 電話、FAX
- （オ） 電子メール等

イ 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- （ア） 指定一般避難所は、浸水の際に想定される水深及び洪水浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の指定一般避難所を地区別に指定する。
- （イ） 災害対策基本法第49条の9及び水防法第15条の3に基づき、指定緊急避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な

措置を講ずる。

(ウ) 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者支援プラン（個別計画）を作成する。

ウ 主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設が洪水浸水想定区域内にあり、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地並びに当該施設への洪水予報等の伝達方法。

3 洪水浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設における防災対策

前項ウに該当する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第4節 林地保全計画

〈農林振興課〉

第1 計画の方針

都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策の必要性が増大してきている。

したがって、治山事業を実施し保安林の機能の維持増進を図るとともに、森林の防災機能を高め、水源かん養機能と保健機能を有機的に発揮する保安林を拡充し、生活環境の保全とあわせて地域の防災施設の計画的な整備を進める。

第2 治山事業

1 土砂の流出、崩壊による災害の防止

荒廃林地、山地災害危険地等の復旧・予防のため、府の山地災害危険地調査を踏まえ、計画的に対策を実施しており、その他人家の裏山、道路や耕地に被害を及ぼす山林の小規模な事業についてもあわせて施行し、造林事業の推進と相まって治山治水を促進するものとする。

2 地すべり対策

地すべりに起因する山地災害危険地等を中心に注視しながら、緊急を要するものから防止工事を行う。

3 なだれ、飛砂等による災害の防止

なだれ危険地や飛砂等による災害の防止のため、治山事業の実施等により森林の健全な育成を図る。

第3 保安林の整備

本町は、保安林に指定されている個々の森林を再検討するとともに、その特性を考慮して、保安林の指定目的に適合した機能を最大限に有するよう整備する。

第4 造林事業

1 造林事業の概要

本町の森林面積は、24,966ha（令和4年現在）で、総面積の82.4%を占めている。

個人有林の造林事業は、最近全体としてやや後退の傾向にある。原因としては、山林労務の不足、外材輸入による木材価格の低迷及び拡大造林の奥地移行など、種々の条件が考えられる。

また、近年のいわゆるマツクイムシ被害により、立ち枯れの松が多く発生しており、防災上もその対策が急務である。

森林造成は、災害防止又は農業用水、水道水の確保上も重要な事業であり、官行造林、独立行政法人森林総合研究所、町財産区による造林を行っている。

今後もこれらの制度を利用して林地の拡大造林を図るとともに、個人有林についても補助造林

を積極的に実施指導する。

2 小規模治山事業と災害の応急対策

公共事業、府の補助対策事業については、積極的に取り組み、また、極小規模のものでも場合によっては、被害拡大のおそれがあるときは、町単独で事業に取り組んで災害の拡大を防止するよう努める。

第5 林道の整備

森林の管理及び作業効率の向上や生産コストの低減など、木材生産基盤となる林道や作業道の整備を図る。

第6 本町の危険箇所

本町における危険箇所は、資料編2-1「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」のとおりである。

なお、地形等から山地災害が懸念される箇所で、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」として府が調査することとなっており、これらの調査資料の提供を受けるとともに、人的被害を極力軽減するため、当該資料に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難体制の確立に努める。

第5節 砂防関係事業計画

〈土木建築課〉

第1 計画の方針

本町は、82.4%が森林で、急傾斜地も多く、前線の停滞による集中豪雨、台風通過時における連続的豪雨等の自然条件により、山くずれ等の山地に起因する災害が発生しやすい特性を持っている。

このため荒廃地、土砂災害危険地等を整備し、森林の保全・整備を通じて土砂災害から住民の生命、財産を守るため、次の事業を実施する。

第2 地すべり対策計画

一般に地すべりは、特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見しただけでは山くずれと判別しがたいが、最初は緩慢な滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をするもので、主に地下水に起因しているのが特徴である。

町内には、地すべり危険箇所が1箇所存在するが、地すべりはその判定が難しく、軽率に工事を進めるとかえって災害を助長するため、地形、地質調査、表面移動量調査、地下水調査等広範囲にわたって調査して必要な対策を実施する。

第3 砂防対策計画

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修してもその上流の山地が荒れていたり、溪岸が浸食されては洪水時に土砂を含んだ水が流れ出したりして、堤防や護岸を破壊し、河道に異常な土砂の堆積を起し、氾濫の原因になる。

本町では砂防法第2条による指定地が52本の溪流に存在するが、この有害な土砂を土砂生産区域でくい止めるため、治山事業とも調整し、土砂が流出するおそれのあるところについて重点的に砂防事業を推進し、土砂災害の防止に努める。

第4 土石流対策計画

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、いったん土石流が発生すると、両岸を削られ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本町にも土石流危険溪流が339箇所存在する。土石流危険溪流とは、昭和53年8月4日付け建設河砂第46号による土石流危険溪流及び危険区域調査等により、土石流の発生の危険性があり、被害想定範囲内に1戸以上の人家が存在するか、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる溪流で、砂防堰堤を設置する砂防事業としての予防措置を講じるとともに、降雨状況等を速やかに把握して警戒降雨量に達した場合は通報により避難体制を確立するように努める。

第5 急傾斜地崩壊対策計画

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止

に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）に基づき、府において急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜度30度以上で、崩壊するおそれがあり、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするために、「1 規制事項」に掲げる行為を制限する必要がある土地をいう。

（資料編2-2「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」参照）

1 規制事項

急傾斜地崩壊危険区域内においては、崩壊を予防するため、次の行為について府知事の許可を必要とする。

ただし、非常災害のために応急措置として行う行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

- (1) 水を放流し又は停滞させる行為、その他水のしん透を助長する行為
- (2) ため池、用水路、その他急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- (3) のり切、切土、掘さく又は盛土
- (4) 立木竹の伐採
- (5) 木竹の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積
- (7) その他急傾斜地の崩壊を助長し又は誘発するおそれのある行為

2 調査及び住民への周知

急傾斜地崩壊危険区域及び住家等に影響を及ぼすおそれのある急傾斜地の総合的な調査を実施し、過去の被害状況等を参考に検討を行い、緊急なものから指定及び崩壊防止工事の実施について府に要請するものとする。

また、崩壊による被害のおそれがある住民に対して、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及に努める。

第6 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備及び建築物の構造規制に関する所要の措置を定めること等により土砂災害の防止のためのソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、町に意見照会をし、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行っている（令和5年3月31日時点で土砂災害警戒区域等の指定が1,379箇所なされている。）。

2 指定区域内での開発規制

府は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

3 警戒避難体制等

町域に土砂災害警戒区域が指定された場合、町は次の措置を講じる。

- (1) 警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。

ア 適切な避難場所及び避難路の設定、周知

避難場所及び避難路の選定にあたっては、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）の土砂災害を受けるおそれのない場所及び洪水氾濫等の水害を受けるおそれのない場所を選定する。

設定した避難場所、避難経路及び情報伝達経路等は、町地域防災計画に記載するとともに、土砂災害ハザードマップを作成して住民に対し周知徹底を図る。

イ 情報収集及び伝達

日頃から防災パトロールを強化するとともに、過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば急傾斜地の崩壊等の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し的確な判断ができるよう努める。

収集した情報や避難指示等を、アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）、自主放送番組、広報車、サイレン等の方法により、迅速かつ正確に関係住民に伝達する。

また、迅速かつ円滑な情報収集及び伝達を行うための体制の整備に努める。

ウ 防災知識の普及及び防災活動の実施

町職員や住民に対して、急傾斜地の崩壊等の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。住民が自主的な判断により避難できるよう前兆現象等の防災知識の普及啓発に努める。

- (2) 高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合には、当該施設を町地域防災計画に位置づけるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。また、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画（避難確保計画）を作成し、避難訓練を実施する。町は、避難確保計画や避難訓練の実施状況について定期的に確認するとともに、施設管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

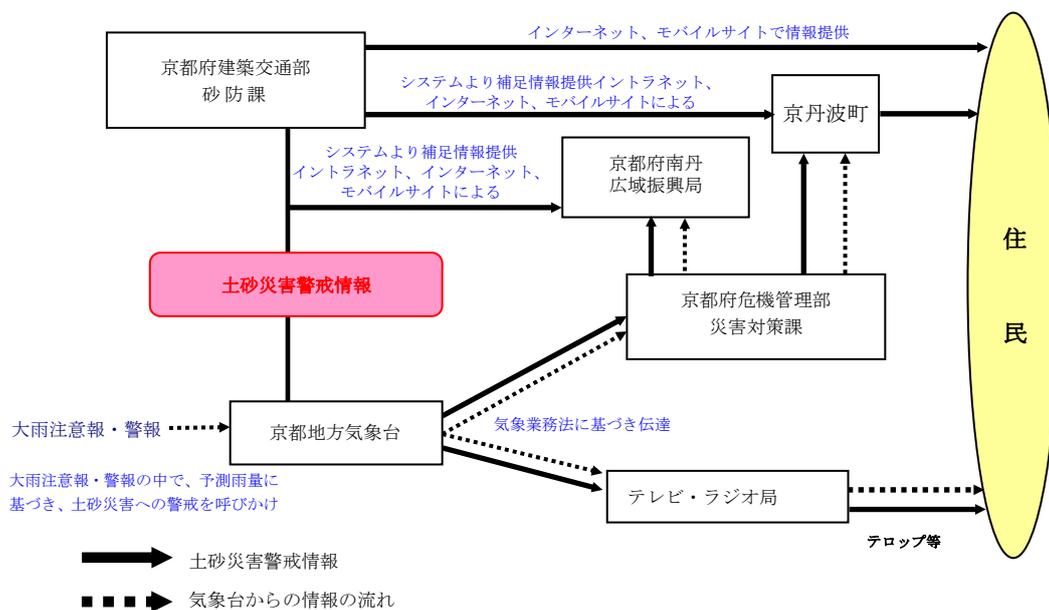
- (3) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の指定緊急避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。

第7 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム

1 府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（目的）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報が、府と京都地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。この情報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

町は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第51条・第55条、気象業務法第11条・第13条・第15条・第15条の2、土砂災害防止法第27条）



2 基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

警戒基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。また、その他必要が認められる場合には、府砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 警戒解除基準

警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土砂災害警戒区域等の点検結果等を鑑み、府砂防課と京都地方気象台が協議の上で警戒を解除できるものとする。

3 発表単位

本町に対する発表単位は丹波、和知、瑞穂となる。

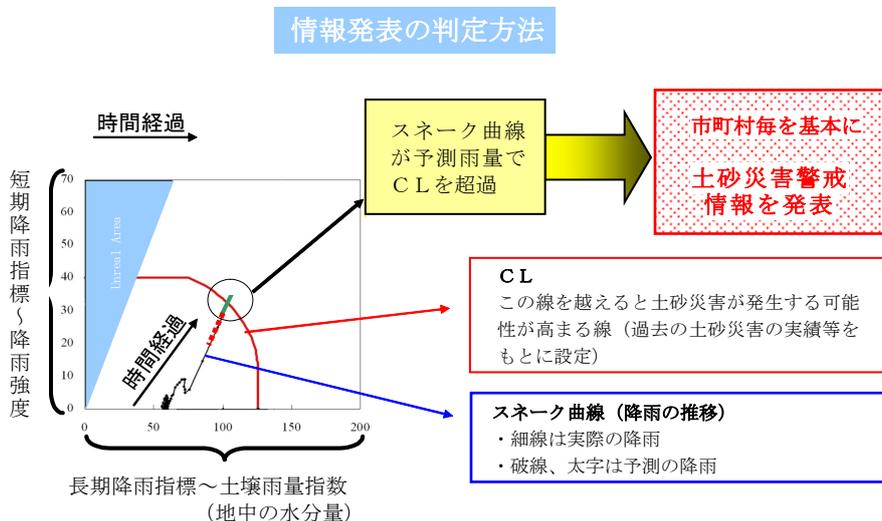
4 留意点

- (1) 土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。
- (2) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。
- (3) 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

5 京都府土砂災害警戒情報システム

(1) システムの概要

本システムは气象台による降水予測（解析雨量）と、府の作成した1 kmメッシュエリアごとの土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。



(2) 京都府からの情報提供

府土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断された時には、府から町に、京都府防災情報システムを活用して伝達されるとともに事前に登録しているメールアドレスに対して危険度の通知が行われる。また、京都府土砂災害警戒情報システムにより地図上で危険度レベルの確認できる情報がイントラネット、インターネット、モバイルサイトで府より発信される。

(3) 用語解説

解析雨量 : 気象庁の地域気象観測所（アメダス）と府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコーから1 kmメッシュごとの降水量を推定したもの。

土壌雨量指数 : 長期降雨の指標。積算雨量との違いは、24 時間以上前の先行降雨も取り込んでいる。直近の雨ほど土壌中に多く残るとい土壤の特性をモデルに組み込んでいる。

CL (Critical Line) : この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去

の土砂災害の実績をもとに設定しており、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行った上で必要に応じて見直すこととし、さらなる精度向上を図ることとする。

第6節 道路及び橋梁防災計画

〈土木建築課〉

第1 計画の方針

崩土及び冠水等による侵食及び軟弱土質等の地勢的原因によるもの並びに積雪等による被害を防止し、被災常襲道路の解消及び災害時における道路、橋梁等の安全を確保するため、次の事業を実施する。

第2 道路及び橋梁改良事業

道路については、次の道路改良事業を行うことにより、災害の防止及び軽減に努める。

- 1 災害時の緊急輸送路となる次の道路などの早期改良・整備（代替道路の整備を含む。）を国土交通省及び府に要請していく。
 - ・ 第1次緊急輸送道路
京都縦貫自動車道、国道9号、国道27号
 - ・ 第2次緊急輸送道路
国道173号、主要地方道綾部宮島線、府道桧山須知線、主要地方道市島和知線
- 2 町道については、国道や府道の道路整備計画に合わせ、上記の災害時の緊急輸送路等との連絡道路、土地利用上の観点から必要となる道路について整備を図る。具体的には、町道の拡幅・耐震補強、鉄道の駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を推進し、道路、鉄道等の安全性を確保し、災害に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を整備する。
- 3 水害によりたえず路面が水没する箇所及び道路決壊のおそれがある箇所に対して、これを防止するため嵩上げ等を行う。
- 4 大雨などによる土砂崩れや落石の危険が高い道路に、危険防止のためのネット及びコンクリート擁壁を設置する。
- 5 水害等による橋梁の破損、流失を防止するため、橋梁改良を行う。
- 6 積雪対策事業としては、除雪機械等の強化を図る。

第3 道路除雪対策

- 1 道路除雪に必要な事項は、毎年、別途定めるものとする。
- 2 関係機関の相互協力体制
土木建築課長は、道路除雪の相互協力体制の強化並びに円滑化を図るため、あらかじめ関係各

課、国、府及びその他関係機関と道路除雪計画及び次に掲げる事項について具体的に協議し、その結果を町長に報告する。

(1) 府との協議事項

府道の除雪計画と早期除雪についての要望

(2) 町の協議事項

- ア 府の除雪計画と町の除雪計画との調整
- イ 屋根の雪おろしの処理方法
- ウ 除雪の際の損失に対する補償の交渉
- エ 路面上にある埋没物件に対する標示
- オ 除雪機材、除雪労力及びオペレーターの確保
- カ 消防団との協力体制

(3) 南丹警察署との協議事項

除雪実施中における交通規制等について

(4) 運輸業者及び建設業者との協議事項

除雪機材の確保とオペレーターの応援について

(5) 石油販売業者との協議事項

除雪機械用燃料供給の協力について

(6) 区長及び住民との協議事項

- ア 路上の物件の除去
- イ 埋没物件の標示
- ウ 屋根から下ろした雪の処理
- エ 労力の供給
- オ その他必要な事項

3 降雪量の観測・測定

本町における積雪観測所は、町除雪計画に定める位置とする。

第4 その他道路閉塞対策

1 沿道の倒木対策

土砂災害や豪雪などの災害時に、道路沿いに発生する自然竹木の倒木等により、道路が閉塞することを防ぐため、倒木の危険がある竹木については、あらかじめ伐採するなど、平時から安全確保に努める。

2 沿道建築物の耐震化

緊急輸送路に指定されている路線や、避難場所への避難ルートにあたる主要路線について、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止するため、国や府と協議を進め、沿道建築物の耐震化を計画的に推進する。

第5 迅速な応急復旧等に向けた応援協力体制の整備

災害発生直後の迅速な道路啓開等の応急復旧に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。

第7節 農業用施設防災計画

〈農林振興課〉

第1 計画の方針

ため池、頭首工（取水堰）、用排水路、農道などの農業用施設は、町内各地に多数存在し、農業生産はもとより農村の生活や自然環境を支える施設としての役割を担っているが、これらは自然的にも、社会的にも災害を受けやすい状況にあり、これまでも大雨等による数多くの災害に見舞われてきている。

農業用ため池は、決壊すると下流に大きな被害をもたらすことが予想され、農業用施設の中では最も注意を要する施設である。特に決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、府と協議の上「防災重点農業用ため池」と位置づける。

したがって、豪雨、洪水、地震などの災害発生時を予想し、要注意のものを重点にししながら、順次補強事業を実施するとともに、管理、保全指導の徹底を期し、災害の未然防止に万全を図るものとする。

第2 大雨、洪水対策

1 農業用ため池

- (1) 巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈りの励行及び流木除去を行う。
- (2) 斜樋底樋の点検整備を行う。
- (3) 堤体の応急補強と通行規制を行う。
- (4) 洪水吐き及び下流放水路障害物の除去を行う。
- (5) 不用貯水の排除及び事前放流を徹底する。
- (6) 農業用以外に利用されるため池を適正な管理者へ移管する。
- (7) 未利用ため池を廃止する。
- (8) 府南丹広域振興局が行う農業用ため池の諸元情報のデータベース化、定期的な点検調査に協力するとともに、ため池のハザードマップの作成等を行い、作成したハザードマップの下流の人家等への配付により危険情報を共有するなど公表に努める。

2 頭首工

- (1) 洪水流下を阻害しないように取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落としのものを含む。）の整備点検、操作の演習を行う。
- (2) 取水ゲートからの河水流入防止措置を施す。

3 用排水路

- (1) しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所修理を行う。
- (2) 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実にを行う。

4 農道

路面の補修、暗きょ、側溝、溜桝、排水管等の清掃を行う。

第3 雪害対策

- 1 融雪による洪水に対しては大雨、洪水の対策と全く同じとする。
- 2 降雪、積雪、なだれ等により災害発生のおそれのある施設は事前に十分点検管理、補強を行い、災害を未然に防止する処置をとる。

第4 地震対策

- 1 農地や農業用施設そのものの被害（一次災害）が最小限となるよう、保守管理を徹底する。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪み等を調査し、地震による被害が明確に把握できるようにしておく。
- 2 地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておく。対策工事や施設改修にあたっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次被害）を与えるおそれのある場合は耐震性に考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保としての活用について検討する。

第5 ハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及

大雨・地震等の災害により浸水等周囲に多大な影響を与える農業用施設については、住民避難の参考となる被害想定地域と避難所等を示したハザードマップを作成するとともに、作成したハザードマップを配付し危険情報を共有するなど、情報の公表に努める。

第6 人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため農業用施設の平時の巡視点検調査をより一層厳重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等速やかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にして積極的な協力を呼びかける。

第8節 防災営農対策計画

〈農林振興課〉

第1 計画の方針

農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の計画的推進及び防災的見地からの営農指導を行う組織、方法等について定める。

第2 雪害及び寒干害予防対策

1 農作物対策

(1) 果樹

ア 防寒

栗など寒さに弱い新植苗は、わらで包み防寒に努めるほか枯死することも予想されるため、補植苗の準備もしておく。

イ 降雪前の果樹棚の補強

果樹棚の周囲線と控え線を強化し、中支柱の増強により補強しておく。

ウ 排水

排水の悪い果樹園では融雪時に湿害が予想されるため、あらかじめ排水溝を整備するなど湿害防止に努める。

エ 融雪促進剤の準備

融雪を促進する必要がある場合もあるため、あらかじめ草木灰、転炉さい等を準備しておく。

オ その他

秋肥の施用、乾燥防止と暴風垣の設置、整枝など、必要な対策を実施する。

(2) 野菜

ア 寒害対策

(ア) 防風垣

寒風を受けやすい場所では、防風垣、畝間のささ立て、わら立て等を行って寒害の防止に努める。

(イ) 施肥

肥切れや軟弱な成育のものは、寒さに弱いため施肥にあたっては、加里肥料を多くして窒素肥料を控えめにする。

(ウ) かん水

乾燥すると寒害を受けやすいため、かん水や畝間に水を入れるなどして適当な湿度を保つよう工夫する。

(エ) 霜害防止

株元にもみがらを散布して霜害防止に努める。

(オ) 播種時期

えんどう、そらまめ等の越冬野菜は、伸びすぎると寒さに傷められやすいため早まきに

ならないよう心掛ける。

(カ) 土寄せ

だいこんは、地上に出ている部分が寒害を受けやすいため土寄せして保護する。

(キ) 保温の準備

トンネル栽培のものについては、状況により、こもやシルバービニール等を利用し保温する。

また、ハウス栽培のものについては、ハウスの気密性の向上、多量被覆及び加温設備（温風、温水暖房、電熱）の利用により気温の低下に対処できるよう準備しておく。

(ク) 果菜類の根の成長最低温度は、12～13℃ぐらいであり、最低地温はこれ以上とるよう管理する。

(ケ) 古いビニールハウスでは、光の量が少なくなるため、新しい資材を使って光線を十分に利用する。

(コ) ハウス等のかん水施設では、破裂防止のため水抜きを行う。

イ 雪害対策

(ア) 排水溝

融雪時には湿害が予想されるため、なるべく降雪前に排水溝を設けて排水に努める。

また、果菜類など苗床で生育中のものは、雪解け水が入らないよう除雪、排水に努めるほか移植床を準備しておく。

(イ) 融雪剤の準備

融雪を促進するため、草木灰、転炉さい等の融雪剤を準備しておく。また、ハウスの上、サイドの除雪を早めに行う。

(ウ) ビニールハウスの補強、除雪

ビニールハウス等には、中柱等を入れ横雪に耐えるよう補強しておく。

(エ) フレーム等の設置場所

フレーム等は、除雪作業に備えて、なるべく家の近くで排水のよい場所に設置するよう計画する。

(オ) 中耕及び施肥

気温の上昇を待ってできるだけ早く中耕及び施肥を行い、生育の促進を図る。この場合、肥料は、窒素肥料を主体として10アールあたり窒素2～4kgを2回に分けて施用する。

(カ) 病害防除

根の寒湿害による衰弱や密植による徒長などにより苗立枯病、灰色かび病等の発生が予想されるため、湿度管理に注意するとともに薬剤による防除を行う。

(3) 融雪剤の備蓄

雪害防止対策としてJ A京都において融雪剤を以下により事前に購入備蓄しておき、必要に応じ直ちに施用できる体制を整え、農作物の雪害防止に努める。

ア 融雪剤の種類

(ア) 草木灰

(イ) けい酸質肥料

- (ウ) 転炉さい
- (エ) 黒色粉末
- (オ) バークたい肥
- イ 施用量（10 アールあたり）
 - (ア) 草木灰及びけい酸質肥料は 100kg 程度
 - (イ) 転炉さいは 80kg 程度
 - (ウ) 黒色粉末は 10～20kg
 - (エ) バークたい肥は 100～200kg
- ウ 施用方法
施用に際しては、全面的に均等散布する。なお、草木灰、けい酸質肥料、転炉さいは、ともにアルカリ性肥料であるため、硫酸等の肥料との混合は避ける。黒色粉末は、雪上車、ライムソワー、ダスターなどにより散布する。
- エ 積雪が非常に少なくなると、積雪の下層約 25cm が滞水層となり融雪の促進効果が低下するため、融雪水の排水に努める。

2 林業対策

(1) 苗畑

ア 越冬

まきつけ床は、床付面はできるだけ掘取らず、そのままの形で越冬させる。

イ 仮植

春まで仮植する場合は、日当たりのよい排水良好な畑を選び、1本ずつ丁寧に仮植する。

ウ 病害の防除

- (ア) 降雪前及び融雪後速やかにボルドー液（4－4式）又はチラウム剤等を散布する。ただし、降雪前のマツには、ボルドー液等銅合剤は用いない。
- (イ) 耐寒・耐病性のある睡苗の育成に努め、窒素肥料の多用を避け、リン酸肥料、カリ肥料を十分に施用する。
- (ウ) 積雪が長期にわたるときは、木灰、黒土等を散布して、融雪を促進する。
- (エ) 畑に水がたまらないようにあらかじめ排水溝を整備し、融雪等には特に注意する。
- (オ) 積雪前及び積雪後に苗木を点検して病害の発生しているものは、必ず抜き取って焼却する。

エ 凍霜害防除

- (ア) 風当たりの強いところに仮植しない。
- (イ) 床面にわら、もみがら等を敷いて保温する。
- (ウ) 霜柱の立ちやすい畑には、砂を2～3cm敷く。
- (エ) 稚苗は、わらを薄く覆うかよしらずで寒風を防ぐ。
- (オ) 霜覆をする。（特に播種床）
- (カ) 8月下旬から9月上旬の間に根切りを行う。
- (キ) 排水を良くする。

(2) 造林

ア 苗木の選択

- (ア) 秋伸びしない健苗を使用する。
- (イ) すぎはウラ系のものを使用する。

イ 秋植え

秋植えは、11月中に終わるようにして、時期を失したときは、春植えにする。

ウ 植付け

植付けは、大きな植穴を掘り、根を十分ひろげて丁寧に行う。

エ 下刈り

寒害を防ぐため、時期外れ（9月以降）の下刈りを避ける。

オ 枝打ち

- (ア) 幼齢林分の枝打ちは、降雪までに励行する。
- (イ) 傾斜地においては、特に谷側の下枝を除く。
- (ウ) 林縁木の伐採枝打ちはしない。

カ 間伐

急激な疎開を避け、間伐を繰り返して健全な林を仕立てる。

キ 傾斜木等の除去

傾斜木、折損木、枯損木等は積雪前に伐倒しておく。

(3) 林道

ア 排水

路面の横断勾配を保ち、排水を良くする。また、側溝、溜樹、排水、暗きょ等の清掃補修に努める。

イ 障害物の除去

林道沿い河川敷の伐倒木、切株等及び橋脚、橋台等の障害物の除去をしておく。

ウ 法面の保護

法面の保護、排水及び法尻の補強をしておく。

エ 崩壊防止

法頭付近の立木を除去し、伐倒折損による崩壊防止をする。

第3 風水害予防対策

1 農作物対策（夏季）

(1) 水稻

- ア 早期栽培の導入や早・中・晩生品種の組み合わせにより危険分散を図る。また、出穂後の冠水では穂発芽性が被害程度と密接な関係があるため、穂発芽のしにくい品種を栽培する。
- イ 早期栽培稲で刈取期にあるものは早目に刈り取る。
- ウ 風台風の場合は、倒伏、乾燥防止のため深水に努める。
- エ 畦畔を補強し、水路を清掃補強しておく。
- オ 既に刈り取って稲架掛けしているものは、倒伏しないよう補強する。

カ 地干ししているものは、速やかに稲架掛け又は安全な場所に搬入し、稲発芽又は流失等が起こらないよう注意する。

キ 流失しやすい場所に稲架掛けしているものは、安全な場所に移す。

ク 栽培法では、窒素が効き過ぎないようにする。特に冠水害の起こりそうな時は、窒素追肥はしない。

(2) 豆類

ア 排水溝は、整備しておく。

イ 倒伏防止のため、中耕培土をしておく。

(3) 野菜

ア 現在、作付されているものは、早めに収穫するほか、植物体を保護するため、ネットで茎葉を押さえるなどして支柱等の補強を行う。きゅうり、えんどう等つる性のものは、支柱を倒して地面にはわせる。

イ 育苗中のものは、苗床に寒冷しゃを覆って保護に努め、状況により定植時間を外したり、又は補植苗を準備するなど作付面積の確保に努める。

ウ 直まきのものは、は種期や間引時間の繰り下げを行うほか、は種済みのものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。

エ 寒冷しゃ等利用の場合は、押さえを特に強化し、状況によっては除去収納する。

オ 하우스栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し等の補強を行う。また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想されるときには、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じることなど、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。

カ 排水溝を整備する。特に、ハウス周囲は水量が多いため、ハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水を図る。

(4) 果樹

ア なし、もも、ぶどう等で収穫期にあるものは、事前にできるだけ収穫する。

イ 主枝、垂主枝等主要な枝に支柱を立て、枝つり、誘引等を行い枝の動揺を防ぐ（不完全な支柱は、逆に被害を大きくすることがある。）。

ウ 果樹園の倒壊を防ぐため、支柱立て、控え線の増加等補強する。

2 農作物対策（秋季）

(1) 水稻

夏季予防対策に準ずる。

(2) 豆類

ア 収穫期にある豆類は、早めに収穫する。

イ 排水溝を整備する。

(3) 野菜

ア きゅうりなど収穫期にある野菜類は、早めに収穫する。

イ これらの樹体保護のため、なす等については支柱の補強、きゅうり等つる性のものについ

ては支柱を倒して地面にはわせ防風ネットを張るなどの対策を講ずる。

ウ は種期にある野菜は、時期を遅らせ模様を見て、は種する。

エ だいこん等直まきのものは、間引きを遅らせるとともに動揺を防ぐため土寄せを行う。

オ キャベツ、たまねぎ等の苗床は、強風雨が当たらないよう寒冷しゃを覆って防風措置を講ずる。

カ 排水溝を整備する。特に、ハウス周囲は、水量が多いためハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水を図る。

キ ハウス栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し、補強を行う。また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想されるときには、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じる、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。

(4) 果樹

夏季予防対策に準ずるほか、栗、かき等で収穫期にある果樹は早目に収穫する。

果樹及び棚の損傷等を防止するため、支柱を立て棚を補強する。

3 林業対策（水害）

(1) 治山

治山現場を点検して次の措置をする。

ア 築設中の構造物は、埋戻し、間詰等の補強対策を完全にして倒壊、亀裂等を防止する。

イ 床棚周辺、切取上部等に所在する立木、転石等の処理をするとともに、切取り、盛土の法面を整理して崩壊を防止する。

ウ 器材、原材料を流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

(2) 林道

ア 側溝及び排水施設を整備し、排水を良くしておく。

イ 溪流や河川に散乱している根株、流木等を除去しておく。

ウ 洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出する又は安全な場所へ移しておく。

エ 工事中の林道は治山と同様の措置をする。

第4 晩霜と低温障害予防対策

1 農作物対策

(1) 野菜類

ア 二重トンネル、こも、シルバービニール等の利用、ビニールマルチ等により夜間温度を高めるとともに、日中は高温にならないよう注意する。

イ 定植を一時遅らすもの、苗の状況で遅らせないものや露地ものは、トンネル栽培に準じた措置により被害の軽減に努める。なお、定植は、特に地温 12℃以上になってからとし、定植後は地温を上げるようにする。

ウ ハウストンネルでは、高温後の低温時にはアンモニア、亜硝酸ガスが発生することがある。

また、ストーブや練炭などを持ち込むと一酸化炭素の害が出る。

エ 土壌水分を十分に持たせる。

オ 予備苗を危険がなくなるまで持つ。

(2) 果樹

ア 種類別凍霜害危険温度は次のとおりである。早目に燃焼資材などを準備して対策の徹底を期す。

果樹の霜害発生限界温度〔1967 中川、角田〕

種類	生育ステージ	霜害発生限界温度(°C)
う め	満 開 期	-7~-8
	幼 果 期	-3~-4
も も	満 開 期	-2.5
日 本 な し	満 開 期	-1~-1.5
	幼 果 期	-1~-1.5
ぶ ど う	ほう芽・展葉期	-2.5~-3
か き	ほ う 芽 期	-1.5~-2

(注)百葉箱内温度であらわす。

イ 人工交配を実施して結実を確保する。

ウ 樹勢着果状況等を勘案のうえ、摘果は2～3回に分けて行う。

第5 干害予防対策計画

1 各区、農家組合及び農業水利組合は、かんがい期前に各農業用水利施設の点検を行い、機能低下のないことを確認し、漏水損失等のないよう水利施設の整備・補修を行い、水源より耕地に至るまでの水の損失を最小限に止める。特に、揚水機は、試運転を行い揚水量の可能性を点検する。

2 干害発生のおそれのある場合、その水利用を最も有効に使用方法により、節水を行い干害の未然防止に万全を期する。なお、揚水機等の臨時的設置の応急対策の準備に着手する。

3 農作物については、次の措置をとる。

(1) 果樹、野菜等農作物全般に敷草を増施（10アールあたり1～2トン）して乾燥を防ぐ。

(2) 水源のあるところは水利権等について関係区と十分協議したうえ、ポンプ、樋等の使用により、極力用水の確保に努め、水が不足する場合は集中かん水することとし、特に穂ばらみ期の水稻は重点的にかん水する。

(3) 野菜、果樹等施肥の必要な場合は、かん水を兼ねて薄い液肥にし、日中を避けて夕方施す。

(4) 苗床の甘藍、白菜等は大苗にならないよう節水覆で調節管理する。また、今後播種するものは、乾燥状態・かん水難易を考え、状況により播種定植などを遅らせる。なお、きゅうりなどの果菜類では、1日1株あたりの蒸散量は1～2リットルぐらいで水分が少ないと苦味の発生

など品質低下を招くためPF1.7～2.0に保つこと。

(5) 栗、もも、うめ等樹体に日焼けのおそれのある場合は、白塗剤を塗布する。

(6) 干ばつ後、穂いもち病が発生するため、薬剤散布を励行する。

第9節 建造物防災計画

〈土木建築課〉

第1 計画の方針

災害による建造物の防災対策を実施し、住民の財産と建造物を利用する人々の安全の確保を図る。

1 建築物防災対策

(1) 建築物が備えるべき安全性としては、以下の性能の確保を目指す。

ア 構造耐力上の安全性

建築物が積雪、風圧、地震等により、崩壊・重大な変形を起こさないこと。

イ 防火性・耐火性

火災の発生に対し、その拡大を抑え、人命等に被害を及ぼすことなく、また、崩壊・重大な変形を起こさないこと。

ウ 耐久性・耐候性

建築物が劣化、腐食等により、崩壊・重大な変形を起こさないこと。

エ 使用上の安全性・避難上の安全性

建築物の使用にあたり、平常時は転倒、衝突等の事故が発生しないようにすること。
火災時等には防火区画、避難階段等が有効に機能すること。

オ 良好な環境衛生条件の確保

健康に悪影響を与える衛生条件からの保護と、良好な屋内環境を確保すること。

(2) 建築物防災の基本的対策としては、次の三段階に分けて推進するものとする。

ア 適切な安全機能を備えた建築物の供給

建築基準法に適合させることは当然として、その建築物の使用目的、構造特性等による適切な防災計画を考慮した設計を行い、適正に工事を施工する。

イ 適切な維持保全の徹底

建築物の経年的機能低下や使われ方の変化により、安全性も低下するため、建築物の状態を一定以上の水準に保つための計画的な維持保全対策をとるよう、建築物の管理者等に対して指導・普及啓発を行う。

ウ 既存建築物の防災性能向上

現行の基準制定以前に建築された建築物や、不十分な維持保全しかされていない建築物等は、十分な防災性能を備えていないものがあり、防災診断、耐震診断等を実施し、適切な改修を行うこととし、町建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

2 宅地防災対策

宅地造成に伴う宅地災害対策については、がけ崩れ、土砂の流出による災害などに対して安全な宅地が供給され、良好な環境の住宅地が造成されるよう宅地防災対策に努める。また、がけ地の崩壊等による危険が著しい住宅については移転等を推進する。

今後、大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、府等との連携により被災した宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

第2 対象建築物と具体的対策

1 公共建築物

庁舎、学校等の公的建築物は、災害時における防災拠点や避難施設として使用されるため、重点的に以下の対策を推進する。

- (1) 新築時、増改築時における高い耐震性の確保、緻密な防災計画の策定
- (2) 維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立
- (3) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進
- (4) ブロック塀の点検、撤去又は改修

2 多数の者が利用する特定建築物

旅館、社会福祉施設等の多数の者が利用する特定建築物は、高い防災性能が必要であり、府と連携して以下の対策を講じる。

- (1) 設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特定建築物の防災計画策定の徹底
- (2) 建築基準法第12条に基づく定期報告制度の周知及び府の指導への協力、計画的な防災査察の実施、必要な改修指導強化
- (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づく府の指導・助言、指示への協力、住民への普及啓発の推進などによる耐震診断・耐震改修の促進、町建築物耐震改修促進計画に基づく補助制度等を活用した耐震改修の誘導

3 住宅、その他建築物

住民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ巨大地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や、多数の者が利用する特定建築物以外の建築物は、府と連携して建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。

- (1) 地震時に住民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止等地震に対する安全性を向上する取組みを支援し、住宅の減災化を推進
- (2) 住民に対する、建築防災意識の向上、普及・啓発
- (3) 建築相談、耐震相談窓口の設置
- (4) ブロック塀等の相談窓口設置、危険なブロック塀の除却の促進
- (5) 町建築物耐震改修促進計画に基づき、補助制度等を活用した耐震改修を誘導する。
- (6) 建築基準法第12条の規定による定期報告の対象となる共同住宅等については、所有者等に制

度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を促進する。

(7) 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下防止対策の啓発推進

4 建築物の安全対策、火災発生防止等対策

町は施設管理者に対して、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、ガラス窓飛散防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

また、災害発生時における火気の使用停止、ガス及び電気等の遮断等、火災の発生を防止するための行動や、住宅用消火器の普及、住宅用火災警報器の設置義務の啓発を図り、火災拡大の防止対策を進める。

5 土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策

土砂災害特別警戒区域内における居室を有する既存建築物の土砂災害に対する改修を促進するため、建築物の所有者等に支援を行い、既存建築物の安全対策を図る。

6 公共建築物の老朽化対策

公共建築物が大規模災害発生時にもその機能を十分発揮できるよう、耐震性の維持・向上等にも配慮した町公共施設等総合管理計画に基づき、計画的かつ戦略的な施設の維持管理を推進する。

老朽化が著しいなど特に危険性が高い箇所等については、町民が安心して利用できるよう、修繕等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造躯体の対応年数まで安全に使用することができるようにメンテナンスを行い、施設の安心・安全を持続的に確保する。

7 災害リスクの低い地域への移転促進

災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が、災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限するとともに、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等については、状況に応じて災害リスクの低い地域への立地（移転）を促す。

第3 宅地造成防災対策

宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、府との連携により都市計画法による開発許可制度等により必要な規制を行うとともに、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

また、大規模盛土造成地について、府の調査と連携し、該当がある場合には住民に情報共有を図る。

その他一般対策として、年間の梅雨期及び台風期には府と連携して合同一斉パトロールを実施するとともに、別に宅地造成主及び工事施行者に対して、造成工事中における土砂の流出、がけ崩れの防止等に対処する防災応急工事施行に関して、シーズン前に留意事項を送付し、注意を喚

起する。

第4 所有者不明土地の活用

所有者不明土地を活用した防災空地や備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策に努める。

第10節 文化財災害予防計画

〈社会教育課〉

第1 計画の方針

貴重な国民的財産である文化財を将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止して、これを公共のために保存することが不可欠であるため、文化財に関する防災業務の実施にあたっては、特に災害の予防に重点をおき、万一の災害の際には的確な対応ができるように消防用設備等の設置を推進し、文化の向上に資するものとする。

第2 文化財の保全・指導内容

1 建造物

防災施設設備の対象として、各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自動火災報知設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録文化財の自動火災報知設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものへの設置を重点的に指導し、登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

町指定文化財については、国指定・府指定文化財に準じた働きかけを行う。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む。）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐震・耐火のものとし、その設置にあたっては当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設備を設置するなど状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上記に準じて実施する。

3 天然記念物、文化財環境保全地区

天然記念物、文化財環境保全地区の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

第3 文化財保護対策

町及び町教育委員会は、文化財の所有者に対し、次の事項について指導する。

- 1 文化財の所有者又は管理団体等に対する、「文化財所有者のための防災マニュアル」の周知、防災組織の活用、災害時における防災の方法等文化財の防災措置
- 2 避雷針、自動火災報知設備、自動消火装置、水利施設等防災設備の整備
- 3 災害時における文化財の避難搬出について施設に応じた詳細な計画の作成
- 4 文化財防火デー等の行事に合わせた様々な実施訓練の計画

- 5 消防機関等の文化財の防火・防災に関係のある機関との連絡、協力体制の確立
- 6 自衛消防隊の育成及び自主警備体制の強化並びに付近住民などによる自主防災組織の結成についての指導

(現在の指定文化財一覧は、資料編2-6参照)

第4 防災思想の普及

町及び町教育委員会は、防災思想の普及を図るため、次の事項を行う。

- 1 文化財に対する住民の防災思想と愛護精神の普及徹底を図るための広報活動
- 2 所有者に対する管理保護についての指導と助言

第11節 危険物等保安計画

〈総務課〉

第1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力発電施設以外の放射性物質等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策について定める。

第2 危険物の予防対策

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難を極めている現状であり、京都中部広域消防組合が府消防保安課との連携により取扱事業所に対して次のような指導等を実施する。

1 危険物製造所等の整備改善及び保安

- (1) 危険物製造所等が消防法第10条第4項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。
- (2) 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うよう危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物の取扱作業に関する保安のための講習を行い、危険物の貯蔵、取扱いについて安全指導を行う。
- (3) 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う等、現地において強力な行政指導を実施する。
- (4) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安監督者又は危険物取扱者に施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

2 危険物取扱者制度の効果的な運用

- (1) 危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、取扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。
- (2) 消防法第13条の23に基づく保安講習を行い、免状所有者に対し危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

3 石油類屋外タンクの不等沈下対策

特に石油類屋外タンクの著しい不等沈下（タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が100分の1を超えるもの）による、タンクの破損を防止するとともに万一の油流出に備え必要な事項について指導する。

4 地震対策

屋外タンク及び地下タンクの設置についての地盤沈下状態の検討など、必要な事項について指

導する。

第3 火薬類及び高圧ガス対策

府消防保安課は、取扱事業所に対して次のような指導を実施する。

1 保安管理体制の確立

緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速かつ的確に実施できるように、事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立を図る。

また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や事業所相互の応援体制の整備を図る。

2 製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定や基準に適合した状態の維持を図る。

3 地震等によるガス漏えい防止措置

高圧ガス製造施設等における塔槽類の倒壊等によるガスの漏洩を最小限に止めるため、事業所においては、当該塔槽類を地震等の影響に対して安全な構造とし、一定規模以上の貯槽に取付けられた配管に緊急遮断装置を設けるなど、漏洩防止措置を講じる。

4 高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練や実技研修を実施し、関係事業所の保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟や事業所における自主的な訓練の推進を図るとともに、関係防災機関相互及び事業所における自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

5 火災に対する予防

(1) 火薬類については、事業所において、延焼等による災害を防止するため、あらかじめ安全な一時保管場所を定めておくとともに、速やかに火薬庫、火薬類取扱所等から安全な場所に移動させる措置がとられる体制の確立を図る。

(2) 高圧ガスについては、事業所において、塔槽類及びその他設備並びに容器等の過熱、破裂、爆発火災、延焼等を防止するため、水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他設備の整備を図る。

6 保安指導

(1) 対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期又は随時実施し、関係法令に定められた技術基準を維持するよう指導するとともに、当該基準に適合していない事業所に対しては改善命令等必要な是正措置を行う。

- (2) 関係防災機関と定期的に協議を行い、保安指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他連絡調整を図り、必要に応じて大学教授等の学識経験者を交えた総合立入調査を実施するなど防災対策に努める。
- (3) 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練等の実施により、自主防災体制の確立を図る。

第4 毒物、劇物予防対策

青酸カリ、塩酸、硫酸等の毒物劇物は、毒物及び劇物取締法による登録を受けなければ製造、輸入又は販売はできない。

毒物劇物営業者（製造業等）及び届出を要する業務上取扱者（青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキル鉛等を一定量以上運搬する運送業、及び砒素化合物を使用するしろあり防除業）は、取扱責任者を置き、貯蔵設備（容器）を備えるとともに、表示、流出防止等の措置を講ずることとなっている。

府南丹保健所の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。町は、必要に応じて、これに協力する。

1 予防対策

- (1) 毒物、劇物の取扱状況について、随時報告を求め、立入検査を実施して指導及び取締りを行う。
- (2) 災害時の流出、散逸等不測の事態に備えて次の事項を徹底する。
 - ア 表示による貯蔵場所の明示
 - イ 貯蔵設備、方法の確立
 - ウ 在庫数量の把握
 - エ 貯蔵場所の検討

2 対策の内容

- (1) 貯蔵場所には毒物及び劇物取締法に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示を行うよう指導し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作るよう指導する。
- (2) 災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量を厳格に把握するよう指導する。
- (3) 災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は移転等、安全が確保されるよう指導する。

第5 原子力発電施設以外の放射性物質対策

- 1 原子力発電施設以外の放射性物質を取り扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させることにより、放射線障害事故防止を図るものとする。
- 2 1に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期するため、関係防災機関による立入検査、

一斉監督の強化を図る。

第12節 消防組織整備計画

〈総務課、消防団〉

第1 計画の方針

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえ、各種災害の予防及び防除に対処するため、京都中部広域消防組合との連携の強化を図りつつ、町における消防組織の充実、消防力の充実強化、消防団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び関係市町相互の応援体制の整備等を図り、消防組織の万全を期する。

第2 消防組織や体制の充実・強化

高齢化の進展や災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。

このため、消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図る次の取組みを進め、住民生活の安心安全を図る。

- 1 消防団員の確保（女性の消防団への加入促進、消防団員OBの活用含む。）
- 2 消防団員の教育訓練、実践的な訓練等の実施
- 3 多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上
- 4 消防団協力事業所表示制度による協力事業所の認定など企業協力の促進
- 5 中山間地におけるふるさとレスキューの取組み推進

第3 消防施設等の整備強化

国の示す消防力の整備指針、消防水利の基準などに基づき、消防団の保有する機械器具の近代化、防火水槽、水道消火栓、消防井堰等の消防水利の設置を年次計画により整備強化する。

第4 消防対象物等の検査

町内の査察対象物は、資料編2-7「消防査察対象物一覧」のとおりである。

消防対象物等の査察は京都中部広域消防組合で実施するが、町消防団においても必要に応じて査察を行う。また、特定の対象物についても、火災予防上緊急を要する場合は、その都度、特別査察を行うものとする。

第5 風水害等の予防指導

風水害等により被害が事前に想定できるもの又は被害発生の予想ができる危険区域について、指導班を編成して予防指導パトロールを実施する。

第6 広報活動による消防意識の啓発

住民の積極的な協力が得られるよう、次のとおり年間の火災又は災害の多発する時期、災害予防運動期間等に広報活動を実施し、住民に対する強力な火災予防意識の啓発を図る。また、これ

らの活動を通じて、各家庭における住宅用火災警報器の設置促進を図る。

- 1 春季火災予防運動
- 2 秋季火災予防運動
- 3 文化財防火週間
- 4 年末特別警戒（12月28～29日）
- 5 「火災ゼロの日」毎月1日
- 6 消防大会、消防操法大会
- 7 関係団体と協力して開催する各種行事

消防意識の啓発のための広報方法

方法	対象	備考
説明会	団員一般	法律、条例の説明、実例の説明
座談会	各種団体	団体の種類に応じ実例等を説明
講習会	一般	・消火器の使用方法的講習 ・消火栓の使用方法的講習 等
広報紙	全般	町広報紙により防火思想の高揚を図る
チラシ・ポスター	〃	・各戸へのチラシ配布 ・主要地へのポスター掲示
火の用心旗の掲揚	〃	火災予防週間、火災ゼロの日等に火の用心旗を警鐘台等に掲出
消防車巡回	〃	消防車により全町巡回
アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）、自主放送番組、ホームページ	〃	防火に対する様々な情報提供

第7 相互応援協定（京丹波町、京都中部広域消防組合締結分）

大災害発生に対して締結している相互応援協定は次のとおりである。

- 1 京都府広域消防相互応援協定（府内市町村、消防組合）
- 2 京都市・京都中部広域消防組合・亀岡市消防相互応援協定（京都市・京都中部広域（組）・亀岡市）
- 3 京都市・京都中部広域消防組合・南丹市消防相互応援協定（京都市・京都中部広域（組）・南丹市）
- 4 京都中部広域消防組合・福知山市消防相互応援協定（京都中部広域（組）・福知山市）
- 5 京都中部広域消防組合・綾部市消防相互応援協定（京都中部広域（組）・綾部市）
- 6 京都中部広域消防組合・高槻市・亀岡市消防相互応援協定（京都中部広域（組）・高槻市・亀岡市）
- 7 京都中部広域消防組合・茨木市・亀岡市消防相互応援協定（京都中部広域（組）・茨木市・亀岡市）
- 8 京都中部広域消防組合・亀岡市・箕面市・豊能町消防相互応援協定（京都中部広域（組）・亀岡市・箕面市・豊能町）

- 9 京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市・豊中市消防相互応援協定（京都中部広域（組）・能勢町・亀岡市・豊中市）
- 10 京都中部広域消防組合・若狭消防組合消防相互応援協定（京都中部広域（組）、若狭消防組合）
- 11 京都中部広域消防組合・丹波篠山市消防相互応援協定（京都中部広域（組）・丹波篠山市）
- 12 高島市・京都中部広域消防組合消防相互応援協定（高島市・京都中部広域（組））
- 13 京都縦貫自動車道（宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジまで）及び山陰近畿自動車道（一般国道312号）における消防相互応援協定
- 14 大丹波連携推進協議会の構成市町による災害時等相互応援に関する協定（福知山市・綾部市・亀岡市・南丹市・丹波篠山市・丹波市）

第8 消防団員の教育訓練の促進

近年の消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが求められていることから、府及び消防署と連携して、消防団員の資質向上を目的とした教育訓練を実施する。実施にあたっては、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。

1 教養訓練

教養訓練基準により消防団員を教育するとともに、必要に応じ消防団員等を適切な機関に委託し教育を受けさせる。また、警防指導員としての教育や、消防団員幹部を対象とした教育など、目的や対象を限定した教養訓練を実施する。

2 基礎訓練

消防諸般の要求に適応させるため、消防団員の基本となる訓練礼式、基本操法を反復く訓練し、消防活動が有効適切に措置できるようにする。

3 消防技能訓練

有事に際して迅速かつ適切な火災防御活動ができるよう、あらゆる種類の消防対象物を対象とした訓練を、基本訓練と火災防御訓練により年度計画として実施する。

第9 自主的予防体制の確立

消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任させ、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の取扱いについて京都中部広域消防組合と連携して指導する。

上記の他、危険物取扱者、消防設備士又は各種団体等を対象とした講習、現地指導、消防相談等の適切な育成・指導を毎年行うなど、自主的予防体制を確立する。

第10 京丹波町の消防計画

1 方針

消防はその施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防活動だ

けに止まらず、火災予防及び火災以外の災害を防除し、これらの災害に因る被害すなわち地震、風水害、山くずれ、地すべり等あらゆる災害を考慮し、効果的な消防計画の樹立を図るものとする。

2 消防計画の作成

町長は、1の方針により火災防御計画を中核として、これに火災の予防に関する事項及び火災以外の災害の防除、被害の軽減に関する事項、救急業務に関する事項等を含めた消防全体に関する消防計画を作成しておく。

3 消防活動

消防機関は、2による消防計画の定めるところにより、統制ある活動を行う。特に各活動においては、次の事項を基準として細部の対策を樹立して活動する。

(1) 出動対策

ア 消防機関の招集計画の樹立により、招集部隊編成及び任務分担等の対策を図る。

イ 消防機関が有線電話等により災害を覚知したときの出動車両、機械器具等の輸送の万全を期する。

(2) 消防（火災防御）計画

ア 火災警報発表時の対策

消防法第22条による火災警報発表時における火災事象は一般の防御対策では万全を期せられないため、部隊の増強及び風位風速、重要度に応じた進入部所を考慮し、一般防御対策を基礎として、いかなる火災の事象にも対応できる対策とする。

イ 大規模火災時の応援部隊の誘導対策

気象その他の事象により火災が延焼拡大して大火となり、現有の部隊で延焼阻止の見込みが立たない場合における所要の誘導対策とする。

ウ 危険区域の防御対策

木造建築物が密集し、加えて火災発見が困難である地域、地形的に消防活動に不利な地域、建築物の密度に比して水利施設の悪い地域、危険物貯蔵所、取扱所が存在し、火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域の危険区域における対策とする。

エ 特殊建築物の防御対策

官公署、学校、病院、旅館等の特殊建築物は、火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等のある建物であるため、特殊な防御対策とする。

オ 危険物等の防御対策

爆発、引火、発火、その他の性状から火災発生の場合、拡大危険の大きい危険物、指定可燃物等を貯蔵又は取扱いする建物及び場所に対しては、これに対応することができる特殊な対策とする。

カ 台風時の防御対策

台風時における火災事象は、一般の防御対策では万全を期せられないため、部隊の増強、風速程度、重要度に応じた進入部所を考慮して、火災警報発表時の対策を基礎として、特殊

な防御対策とする。

キ 山林（野）の防御対策

建物関係の防御対策と異なり、民間団体等を含めた部隊の編成、出動、防御及び必要資材等の運搬補給についての対策とする。

ク 飛火警戒の対策

飛火により、第2、第3次の火災が続発して大火になるおそれがある場合を考慮し、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができる対策とする。

ケ 消防水利の対策

地域ごとに水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮し、消火栓使用可能部隊数を定め、到着順に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制対策とする。

4 水防活動

洪水等による災害を警戒防御し、これによる被害を軽減するための活動として、この組織活動方法等については、「水防活動計画」に定めるところにより活動する。

5 その他消防活動

(1) 地震による災害時の活動

火災発生の場合は、前述の火災防御活動により対処するが、予防対策としては住民に対して火気を始末するよう、あらゆる広報手段を利用して周知徹底を図る。

なお、地震の場合は、道路の状況により消防部隊の出動に支障をきたす場合が予想されるため、道路の通行確保の対策を特に考慮する。

(2) なだれ、山くずれ、地すべり等の活動

この場合の災害は、異常気象、その他により発生を予想される場合、危険区域の調査、警戒、防御、避難等の対策を立てて活動する。

(3) 救急活動

災害時及び突発的大事故時を考慮して、車輛の借上転用、救急活動計画等を樹立して、救急業務の実施に努める。

第13節 鉄道施設防災計画

〈総務課〉

第1 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社は、列車運転の安全確保を確立するのに必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

第2 西日本旅客鉄道株式会社の計画

防災施設の維持、改良は概ね次の事項について計画する。

- 1 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- 2 河川改修に伴う橋りょう改良
- 3 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- 4 トンネルの維持、補修及び改良強化
- 5 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- 6 建物等の維持、修繕
- 7 通信設備の維持、補修
- 8 空頭不足による橋桁衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- 9 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- 10 危険及び不良箇所の点検整備
- 11 落石、倒木警報装置の点検整備
- 12 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 13 その他防災上必要なもの

第14節 通信・放送施設防災計画

〈総務課、企画情報課〉

町は、府地域防災計画に準じ、必要に応じて、指定地方公共機関等（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社（関西総支社）、株式会社NTTドコモ関西支社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送、株式会社エフエム京都、株式会社ZTV）と連携し、防災対策の推進と、防災体制の確立を図る。

第1 計画の方針

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また、災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。

また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル（171）」及び災害用伝言板サービスの運用計画について定める。

第2 計画の内容

1 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って、万全を期している。

- (1) 大雨、洪水又は高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- (2) 暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- (3) 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- (4) 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

2 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- (1) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

3 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期すものとする。

- (1) 回線の切替措置方法
- (2) 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

4 孤立防止対策計画

災害の発生で、府内の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため、次のとおり移

動無線網の整備充実を図る。

- (1) ポータブル衛星装置の配備
- (2) 可搬型デジタル無線装置の配備

5 「災害用伝言ダイヤル（171）」運用計画

「災害用伝言ダイヤル（171）」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- (2) 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。
- (3) 家族による安否確認が一段落後、被災地外から利用（登録）を可能とする。

6 災害用伝言板サービス運用計画

災害用伝言板サービスは、携帯電話、PHS及びパソコンから開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の連絡手段として活用する。
- (2) メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。
- (3) 災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

7 倒木・道路啓開対策

倒木により電気供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、府及び町と連携し、平時から倒木のおそれがある立木伐採等を行う。

また、早期の倒木処理及び道路啓開を行うため、必要に応じて府及び町と電柱施設管理番号等を共有することにより、迅速な対策箇所の位置特定ができるよう努める。

第3 放送施設防災計画

1 計画の方針

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護復旧のため、遅滞なく適切な処置を講じられるよう、設備ごとに予防措置の万全を期するものとする。

2 計画の内容

平常時から次について準備しておく。

- (1) 別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置
- (2) 消耗品、機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害をうける地区への応急機材の配備）
- (3) 無線中継状態の把握
- (4) 移動無線機等の伝ぱん試験
- (5) 交通路の調査

- (6) 非常持出機器、書類の指定
- (7) 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- (8) 電力会社、警察、国土交通省等の利用可能な通信回路の調査
- (9) その他必要と認められる事項

第15節 電気施設防災計画

〈総務課〉

第1 計画の方針

電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規程等に基づき施設の管理、維持改良を行い、また、計画的に巡視点検及び測定等を実施している。

発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置する。台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社防災業務計画に基づき非常災害対策本部を設置し、担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な体制を整える。

設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保を図るため、「台風 21 号検証委員会最終報告（2018年12月13日）及び京都府と関西電力送配電株式会社が締結した「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」も踏まえて、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画を立て実施する。

第2 電気施設防災計画の内容

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

1 水害対策

(1) 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予測に各事業所の特異性を考慮し防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクト閉鎖等）を実施する。

(2) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(3) 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさ上げを実施する。また、屋外機器は、基本的にかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものについては、防水・耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

2 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電源設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

3 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(2) 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪構造を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

(3) 変電設備

機器架台のかさ上げ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(4) 配電設備

緑まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(5) 倒木・道路啓開対策

倒木により電気供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、府及び町と連携し、平時から倒木のおそれがある立木伐採等を行う。

また、早期の倒木処理及び道路啓開を行うため、必要に応じて府及び町と電柱施設管理番号等を共有することにより、迅速な対策箇所の位置特定ができるよう努める。

4 雷害対策

(1) 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

(2) 変電設備

耐雷遮蔽及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

第16節 資材器材等整備計画

〈総務課〉

第1 計画の方針

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材器材を平常時から十分検討整備し、各資材器材の機能を有効に発揮できるようにする。また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、資材器材等の備えを充実する。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄によるものとする。

第2 応急復旧資材確保計画

1 災害対策本部活動に必要な備蓄資材器材

各機関の災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資材器材については、有事に際しその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。

2 水防用施設資材器材

水防管理団体は、次により施設及び資材器材を備え付けるように努めるものとする。

(1) 水防倉庫

ア 水防用資材器材を備蓄するもので、担当堤防延長1 km から2 km まで1箇所とする。

イ 大きさは33 m²以上とする。

ウ 設置箇所は、水防活動に便利な場所を選び、適切な場所のないときは堤防内、法肩その他支障のない箇所に設置する。

(2) 水防用資材器材

ア 資材中腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

イ 土のう袋、ブルーシート等は、最悪の場合を予想してあらかじめ収集の方法を検討しておく。

ウ 資材器材を減損したときは、直ちに補充する。

第3 食料及び生活必需品の確保計画

1 生活物資の備蓄

(1) 基本的な考え方

災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、町はそれを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施するものとする。なお、備蓄の計画にあたっては、「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づくものとする。

(2) 備蓄意識の高揚

日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組み（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（7日以上が望ましい）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるとともに、特に個人や家庭等のニーズに応じて備蓄品を工夫するよう広報啓発する。

(3) 備蓄物資の活用

備蓄物資は、全壊・焼失等により家庭等における備蓄が活用できなかった避難者を中心に供与するほか、災害対応にあたる要員の活動支援その他の用途に充てるものとする。

(4) 備蓄物資の保管

備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要となる食料、飲料水その他必要な生活物資を備蓄する。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。さらに、指定一般避難所に必要な物資を提供できるよう、指定一般避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

2 米穀等食料の確保

(1) 米穀の取扱いについて、所定の手続により、近畿農政局と協議の上、政府が不測の事態に備え保管している政府備蓄米及び米穀販売事業者の所有する流通在庫により米穀を確保する。

(2) 災害の発生が予想される場合には、町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努める。

(3) 南丹広域振興局長及び卸売業者（支店等）等と密接な連絡を取り、精米及び米穀以外の食料の確保に努める。

3 物資の調達体制の整備

町内及び近隣市町の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど、緊急時に円滑に調達できる体制を確立する。

なお、物資調達体制（各避難所等までの配送体制等）の整備にあたっては、国や府によるプッシュ型支援（被災した市町村からの要請を待たず、国や府の判断により物資の供給・輸送を行う支援）の受入れも想定するものとする。

4 調達ルート

食料については別表第1から第3まで、生活必需品については別表第4のとおりとする。

第4 物資輸送拠点の整備

救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに府が設置する広域物資輸送拠点及び近隣市町等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、道の駅等（味夢の里他）を救援物資受入れ等を行う地域内輸送拠点として位置づける。

この際、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送できるよう、必要に応じて、府と関連事業者等（宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等）が連携して行う配送システムの整備に協力する。

第5 燃料の確保

町は、平時から住民拠点SS（注）の役割や所在地について周知し、災害時にも住民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努めるものとする。

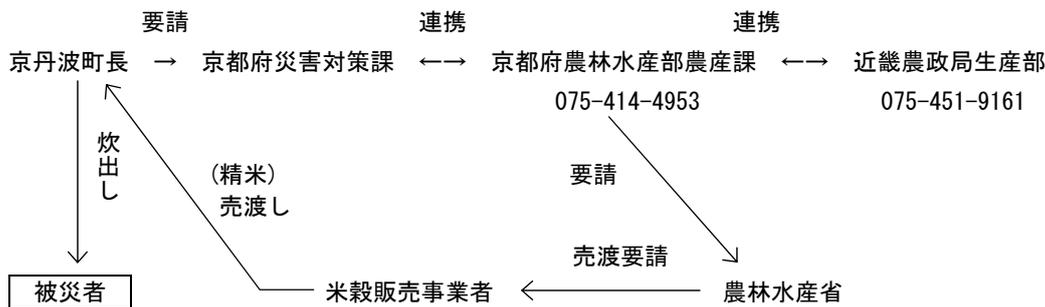
注）住民拠点SS：自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンド

第6 家庭動物の飼料等の確保

- 1 生活物資の備蓄家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分（7日分以上が望ましい）のペットフード、ペットシート等の備蓄に努めるよう広報啓発する。
- 2 家庭動物（犬、猫）のペットフード、一時保管用ケージ等の備蓄資材は、京都動物愛護センターにおいて保管する。

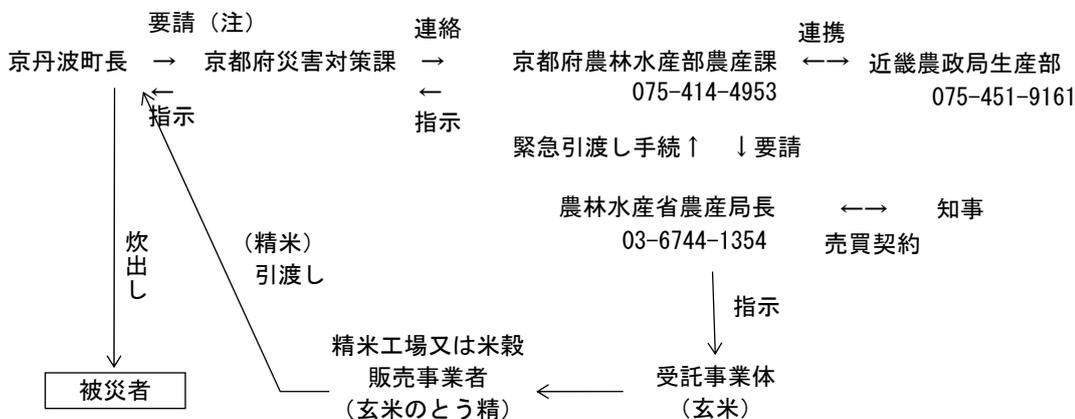
別表第1 救助法非適用の場合の調達ルート

1 販売事業者からの調達



※ 府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、府災害対策本部あてに行うものとする。

2 政府米の調達

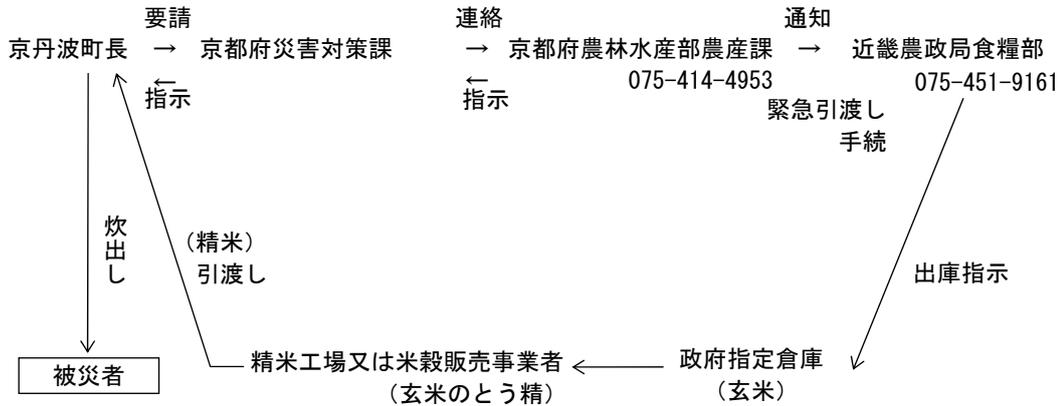


※ 府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、府災害対策本部あてに行うものとする。

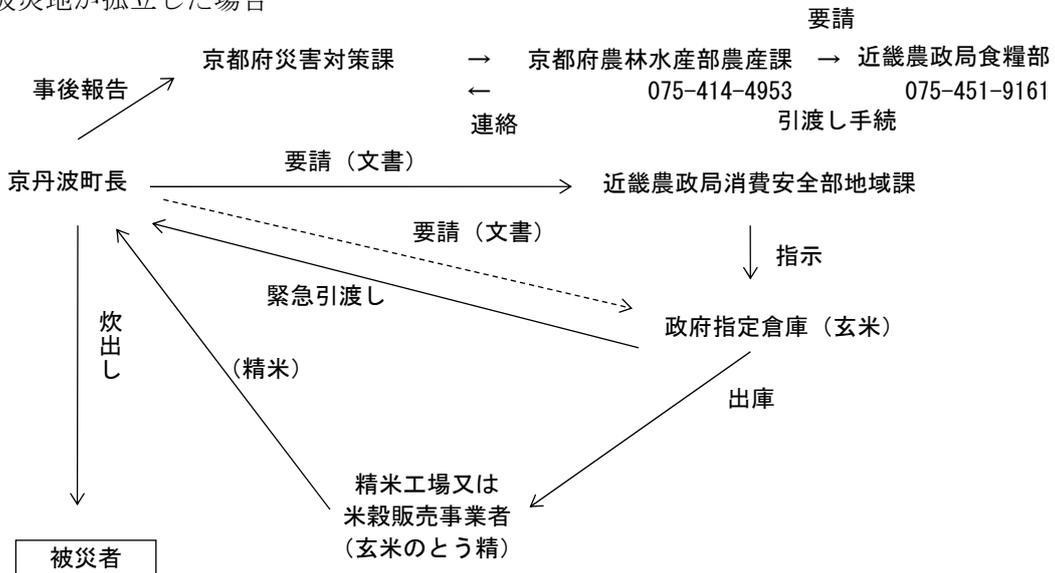
注) 町長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡しを要請することができる。この場合、町長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

別表第2 救助法適用時の緊急引渡しルート

1 町長が知事の指示を得られる場合



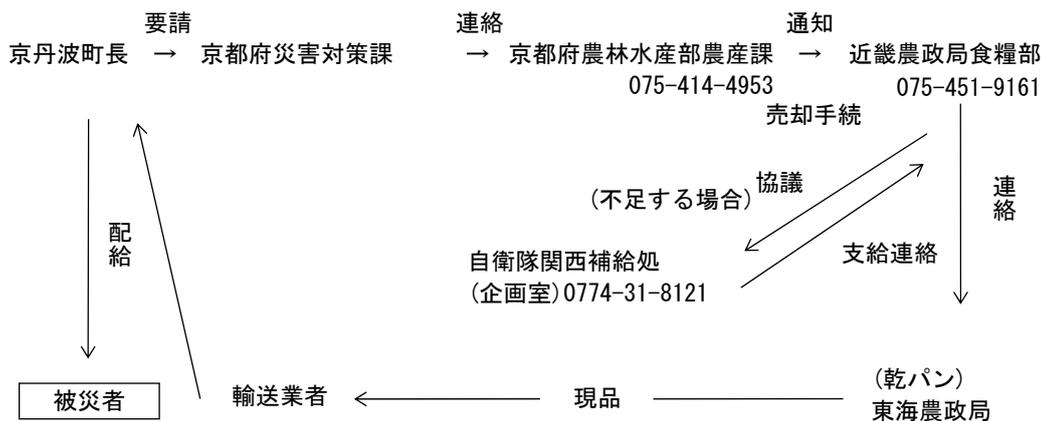
2 被災地が孤立した場合



※ 点線部分は、町長から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

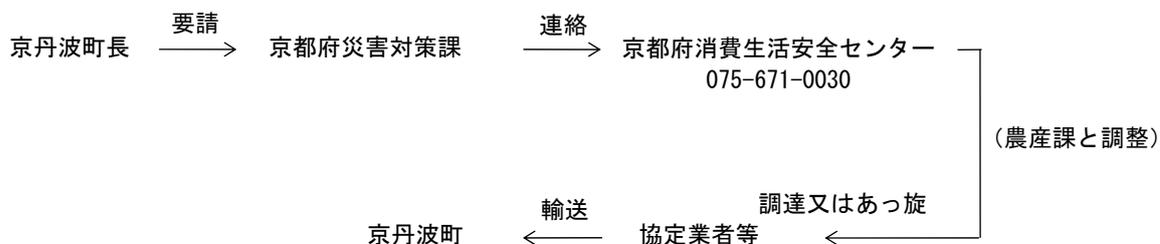
別表第3 食料品の調達等系統

1 乾パン・乾燥米飯の供給ルート



※ 京都府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については全て京都府災害対策支部(園部地域総務室)を通じ、京都府災害対策本部あてに行うものとする。

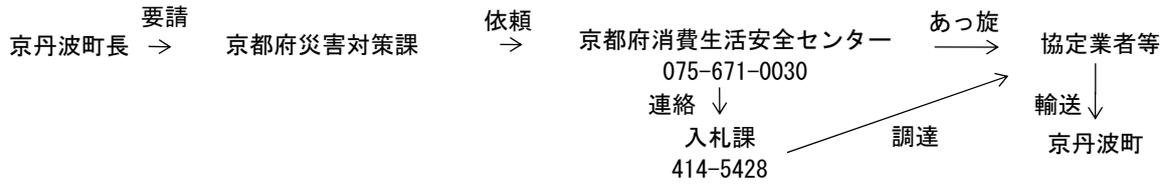
2 その他応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート



- ※ 府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、府災害対策本部あてに行うものとする。
- ※ 必要に応じて、府災害対策課が調達又はあつ旋することができる。
- ※ 協定業者等とは「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者及び「災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表」に記載の物資保有業者とする。

別表第4 生活必需品の調達系統

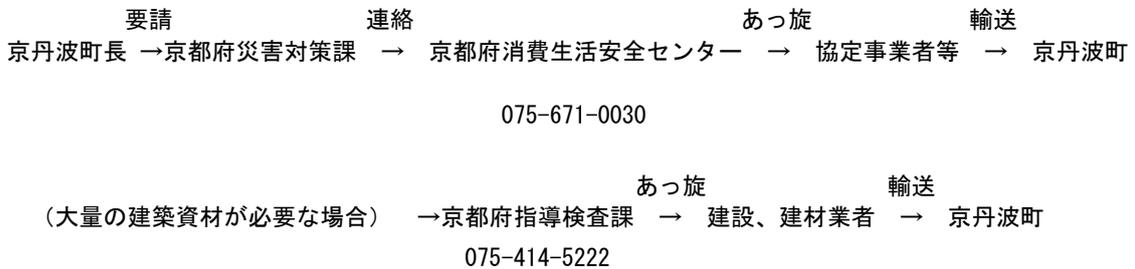
1 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合



※ 府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、府災害対策本部あてに行うものとする。

※ 必要に応じて、府災害対策課が調達又はあつ旋することができる。

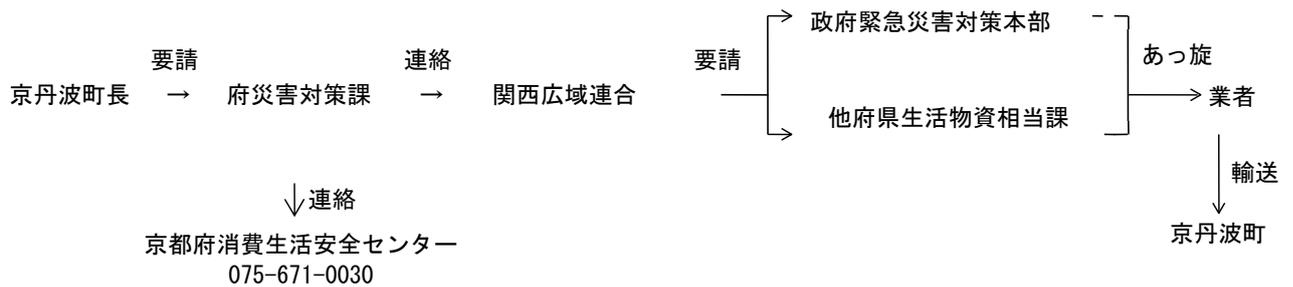
2 町から府に物資あつ旋を要請する場合



※ 府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、府災害対策本部あてに行うものとする。

※ 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、府災害対策課が調達又はあつ旋するものとする。

3 国又は他府県に物資あつ旋を要請する場合



※ 府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、府災害対策本部あてに行うものとする。

※ 必要に応じて、府災害対策課が調達又はあつ旋することができる。

第17節 防災知識普及計画

〈総務課、学校教育課、社会教育課、消防団〉

第1 計画の方針

町及び防災関係機関は、町職員及び消防機関等関係者に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上を図るとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、あらゆる機会をとらえて個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開し、地域防災力の向上に取り組んでいくよう、常に防災意識の高揚に努めるよう計画する。

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること、早期に避難することが重要であること、そのためにも避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服する必要があることなどを住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

さらに、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイドブック等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第2 職員に対する防災研修

1 町地域防災計画の周知徹底

町地域防災計画が的確有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底するように努める。

2 研修会等の実施

職員に対する研修会、講習会、施設見学会等を随時実施し、関係法令の周知徹底に努めるとともに、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

第3 防災リーダーの育成

1 府が実施する講座等を活用し、地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーの育成に努める。

2 消防団や自主防災組織と連携し、避難行動タイムラインに基づくプッシュ型の避難を地域内で呼びかける「災害時声掛け人材」等の体制を確立する。

第4 住民（個人、家庭、地域、企業、団体）等に対する防災知識の普及

次のような内容・手法により防災知識の普及を図る。防災組織の普及にあたっては、大学等の防災に関する専門的知識を有する有識者と連携を図るなど多様な機会を活用するものとする。

1 住民等への普及の内容

(1) 災害に関する一般的知識

ア 緊急地震速報

イ 現在の想定を超える巨大地震の発生や規模の大きな地震の連続発生、各災害が複合的に発生する可能性もあることなど、様々な災害危険性

(2) 普段の減災に向けた取組み

ア 住宅、屋内の整理点検

イ 火災の防止

ウ 非常食料、非常持出品の準備

エ 指定緊急避難場所、指定一般避難所、避難路等の確認

オ 京都府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握

カ 適切に避難行動をするためのタイムライン（避難計画）の作成

キ 応急救護

ク 物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資

(3) 災害発生時における的確な行動

ア 場所別、状況別

イ 出火防止及び初期消火

ウ 避難の心得

エ 「NTT災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保（仕組みや利用方法等の周知）

オ 帰宅困難者支援ステーションの活用

カ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加

キ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

ク 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

(4) 史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、避難行動の成功事例などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

(5) 緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報、5段階の警戒レベルの普及・啓発

(6) 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性の周知・加入促進

(7) 避難行動時や避難所生活における要配慮者（障害者、高齢者等）の多様なニーズに配慮すること、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮することの普及・啓発

(8) 指定一般避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及・徹底

2 住民等への普及の方法

(1) 町広報紙、アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）、自主放送番組、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板、ビデオ、メール、ホームページ、各種説明会や講演会等を利

- 用し、機会があるごとに防災に関する記事や番組を制作して普及のための広報に努める。特に、事前登録によるメールについては、防災の知識・意識の向上のため、積極的に活用する。
- (2) 「京丹波町防災ハザードマップ(防災マップ)」や「京丹波町住民避難マニュアル」、京都府マルチハザードマップ等を活用し、災害時(災害の種別ごと)の避難先や避難経路上の危険事象の状況、避難時の心得・注意事項等を認識・周知させて、避難行動の円滑化を目指す。
- (3) 消防団は、京都中部広域消防組合と協力し、気象、防火及び災害時の救助活動等の映画、スライド等を活用し、巡回又は講習会等で普及させる。
- (4) ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に、災害予防に関し特に必要な事項等については各種資料を提供し、普及について協力を依頼する。
- (5) 異常気象時等にはアプリケーションソフト(京丹波あんしんアプリ等)や自主放送番組の利用、広報車等による巡回を行い、防災知識の普及を図る。
- (6) 町地域防災計画に定められている中で、特に住民に注意を喚起する必要がある事項を周知徹底させる。
- (7) 防災の日(防災週間)、火災ゼロの日、防災とボランティアの日(防災とボランティアの週間)、火災予防運動週間、水防月間、土砂災害防止月間等、各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。
- (8) 次のような社会教育等を通じて普及させる。
- ア 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及
 - イ P T A、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
 - ウ その他関係団体の諸活動を通じての普及
- (9) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、過去に町内で発生した大規模災害の実状と対策の紹介や、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第5 学校等における防災教育

町は、学校における体系的な防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。

各学校等においては、災害・防災に関する指導を教育課程等の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携教育を図りつつ、防災上必要な安全教育や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため次のように防災教育を推進する。

特に、全ての小・中学校においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施に努める。

1 児童生徒等に対する教育

災害時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

2 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の
かん養及び応急手当等の技能の向上を図る。

第18節 防災訓練・調査計画

〈総務課、消防団〉

第1 計画の方針

防災体制の整備に必要な防災訓練の実施及び災害時の危険が予想される箇所の事前調査の実施等について必要な事項を定める。

第2 防災訓練

町地域防災計画及びハザードマップ（防災マップ）が災害時に十分活用され的確に遂行できるように府、近隣市町、その他関係機関と協力し、学校、自主防災組織、区等自治会組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携して、防災訓練を実施する。そして、関係機関との有機的な連携、職員の実践的実務の習熟及び防災思想の普及等により応急対策にあたる体制を強化するとともに、住民、自主防災組織、民間企業及びNPO・ボランティアの防災に関する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 総合防災訓練

広域的災害を想定し、各関係機関が参加して概ね次により、原則として毎年1回実施する。

(1) 訓練計画

総合訓練は、参加機関が協議し、訓練計画を策定して実施する。

(2) 訓練の時期

防災週間又は災害の発生が予想される時期前

(3) 訓練項目

ア 地域の災害リスクに基づき、現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護、動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。

イ 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに気象、雨量状況等を設定する。

ウ 訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

エ その他細部については、協議のうえ決定する。

(4) 訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

2 地域別訓練

自主防災組織、地区別等の単位、又は必要により連合して行う訓練で、地域の災害の状況を想定し、避難、避難支援、消防、水防、救助、救護、動員、通信連絡等の訓練を随時実施するものとする。その際、訓練には極力住民が多数参加するよう配慮する。また、各自主防災組織においては、訓練計画を策定しておくものとする。

3 図上訓練

町域の実情に応じた水防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じて図上訓練を実施するものとする。

4 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年1回これを実施するものとする。

また、必要に応じて、目的に応じた次のような訓練を実施する。

- (1) Webを活用した防災情報の共有システム等を活用した訓練
- (2) 災害対策本部の設置・運営訓練
- (3) 府からのリエゾン（災害対策現地情報連絡員）を活用した訓練

5 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

6 複合災害を想定した図上訓練（DIG）の実施

様々な複合災害を想定した図上訓練（DIG）を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

7 訓練終了後の事後評価等

訓練終了後は、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

第3 防災調査

町域内の河川、ため池、山くずれ及び宅地造成地などで災害発生時に危険が予想される箇所を事前に調査し、又は地震災害の被害想定規模等を科学的な立場から調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

1 防災パトロール

町長が実施責任者となり、町並びに府の防災担当責任者及び消防、警察等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査し、それぞれ問題を想定してその対策を検討し、必要な指示、指導を行うものとする。

実施計画は、町が行い、関係機関の協力を求める。

2 被害想定規模の調査

風水害、地震等の被害要因を検討し、被害を想定してこれらに対する予防、応急及び復旧の諸対策をまとめる。

3 調査結果の周知

1 及び 2 の調査結果を整理して、関係者に周知徹底を図る。

4 事前措置の対象となる設備又は物件

防災パトロール等により、災害が発生した場合に事前措置の対象になると予想できるものについては、その占有者、所有者又は管理者等に対し予告などにより、事前に指導を行うものとする。

第19節 自主防災組織整備計画

〈総務課、医療政策課、学校教育課〉

第1 計画の方針

住民等の隣保共同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図る上で重要なことであるため、これの育成強化について次の事項を基本として必要な事項を定める。（災害対策基本法第5条第2項、第7条）

なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災関係機関との連携に努めるものとする。

また、研修の実施などにより防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。

平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。

この場合、参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、住民が災害を「我がこと」として捉えられるよう努める。

災害発生時には、災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等の活動を実施する。

地域における助け合い「互助・共助」を促すため、上記のような様々な地域活動を通じて、平時から顔の見える関係づくりに努める。

2 住民組織の必要性の啓発と指導

自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図るものとする。

第2 地域における自主防災組織整備の計画

1 具体的な方針

(1) 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、第17節「防災知識普及計画」、第18節「防災訓練・調査計画」とともに、自主防災組織整備に向けてのパンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会などの開催に積極的に取り組む。

(2) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、地域の実情に応じた適切な規模を単位として、組織の設置を図る。

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(3) 町の指導、助言

住民が自主防災組織を結成し、実際に活動していくため、町において自主防災計画の作成、自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(4) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておく。なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。

ア 規約

(ア) 役員

a 防災リーダー及びその任務

b 班長及びその任務

(イ) 会議

a 総会

b 役員会

c 班長会等

イ 防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

(ア) 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。

(イ) 地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。

(ウ) 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。(特に、土砂災害警戒区域がある地域や洪水浸水想定区域で浸水深が深い地域等)

(エ) 地域住民は、自主防災リーダーや災害時に避難を呼びかける者など、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。

(オ) 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画を立てて、かつ町が行う訓練にも積極的に参加すること。

(カ) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に、地域の消防団員や民生児童委員等と連携した協力体制を整えること。

(キ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整

備を行うこと。

- (ク) 避難場所（指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む。）、避難経路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- (ケ) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- (コ) その他自主的な防災に関すること。

第3 地区防災計画の作成

町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第20節 社会福祉施設防災計画

〈福祉支援課〉

第1 計画の方針

要配慮者が利用する社会福祉施設は、災害時においても特に施設の被害を最小限にとどめ、主として利用者・来訪者の安全確保が重要であり、各施設の管理者・事業者と連携・協力して予防対策を推進する。

第2 予防対策

社会福祉施設は非常災害時において施設利用者等の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け、各所轄消防署の指導のもとに防火管理及び施設利用者等の火災等予防指導にあたるとともに、消防計画を策定し所轄消防署に届け出を行う。

また、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害又は土砂に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成が義務付けられている社会福祉施設等では、避難確保計画を作成しなければならない。また、作成した計画に基づいて、避難訓練を実施し、その結果を町長に報告するとともに、安全かつ円滑な避難行動を確実にを行うことができるよう、施設職員や施設利用者等への計画周知や、防災教育を実施する。

さらに、常日頃から次の対策を講じ、災害時の減災に努める。

1 防災設備等の整備

- (1) 老朽程度が著しい社会福祉施設については、耐震・耐火構造による改築等施設の整備を行う。
- (2) 消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。
- (3) 水道、ガス等の供給停止に備えた非常食料等の備蓄を行う。

2 防災体制の整備

- (1) 非常災害時に関する具体的計画を立て、職員及び施設利用者等に対し、避難経路を周知徹底し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にして自主防災管理体制の整備に努める。特に夜間は悪条件が重なることから、消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討しておく。
- (2) 必要に応じて地域住民の協力が得られるよう、所在地域の区等自治会組織や自主防災組織との協力体制を確立しておく。
- (3) 有事の際における施設利用者等の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努める。

3 防災教育、防災訓練の実施

- (1) 施設管理者は、施設の職員や施設利用者等が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

- (2) 施設の構造や施設利用者等の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的を実施するとともに、地域の協力を得られるよう所在の自主防災組織と協力した訓練を実施する。

4 町による定期的な実施状況等の確認

町は、社会福祉施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的を確認するよう努めるものとする。

第21節 交通対策及び輸送計画

〈総務課、土木建築課、企画情報課〉

第1 計画の方針

災害時における交通の混乱の防止及び緊急交通路の確保並びに円滑な輸送を実施するために必要な事項を定める。

第2 緊急交通路指定予定路線の指定

災害が発生した場合に、緊急交通路として指定すべき道路（以下「緊急交通路指定予定路線」という。）は、次のとおりとする。

1 広域間の緊急輸送道路となる路線

京都縦貫自動車道、国道9号、国道27号、国道173号、主要地方綾部宮島線、府道桧山須知線、主要地方道市島和知線（府地域防災計画、震災対策計画編で第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路として位置づけられている路線）

2 町内の防災基幹施設間を結ぶ路線

広域間の緊急輸送道路と、町役場（本庁舎）、瑞穂支所、和知支所、広域物資輸送拠点などを結ぶ路線

3 町内の防災基幹施設と、指定一般避難所等を結ぶ路線

第3 緊急交通路指定予定路線の整備

警察による交通安全施設の整備・保全管理とともに、道路管理者においては、次のような対策を図るものとする。

1 土砂崩れ、雪崩等の危険区間における対策工の実施

2 拡幅、待避所の設置等の道路改良

3 橋梁被災等による通行困難時の迂回路の確保

4 その他必要な整備等

第4 運転者のとるべき措置の周知

災害時において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（同法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

- 1 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
 - (1) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (2) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場合
- 2 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- 3 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第5 緊急通行車両の事前届出

1 確認を行う車両

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するために運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害時の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 緊急通行車両の事前届出

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して、確認手続の省力化・効率化を図るため、警察本部の定める事務手続の方法により、1に規定する車両を対象にした申請書類を南丹警察署へ提出する。

3 規制除外車両の事前届出に係る手続の教示

規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、警察本部の定める規制除外車両事前届書で、車両の使用本拠地を管轄する警察署へ届け出るよう教示する。

なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせるよう教示する。

第6 物資を指定一般避難所等への確に供給する仕組みの構築

町の備蓄物資や各自治体、企業からの支援物資を迅速かつ円滑に指定一般避難所等に輸送できるように、ニーズの把握方法、地域物資輸送拠点や輸送方法、搬送方法、搬送ルートなどの物資供給体制の仕組みを次の事項を踏まえて構築する。

- 1 発災直後で被災者のニーズが把握できない段階にあつては、被災者のニーズを待たずに、当面必要とされる物資を短時間で効率的に供給する（プッシュシステム）。最低限の必要物資が行き渡った後に、順次、被災者のニーズに対応した物資を供給する（プルシステム）。
- 2 地域物資輸送拠点から指定一般避難所への配送は、地域に詳しい宅配事業者等の活用を検討する。
- 3 必要なものが的確に出荷元に情報伝達されていないと、地域物資輸送拠点に滞留在庫が大量に生じることになる。
- 4 義援物資について
 - (1) 必要な物資、不要な物資についての情報を明確に発信する。
 - (2) ダンボール箱への混載は避け、中身を明示するように周知する。

第7 民間事業者との協力体制の整備

災害時の人員、応急資機材の輸送等を迅速かつ効果的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等その整備を行う。

- 1 物流システムのノウハウを有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- 2 効率のよい物流体制の実現のため、発災直後から物流専門家が現場で調整を行うことが有効である。
- 3 災害時において物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定を締結する。
- 4 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努める。

第22節 医療助産計画

〈医療政策課〉

第1 計画の方針

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。

第2 医療救護体制の確立

医療救護体制は、南丹医療圏における地域災害拠点病院となる京都中部総合医療センター、本町内の国保京丹波町病院、国保京丹波町病院質美診療所、国保京丹波町病院和知診療所、国保京丹波町病院和知歯科診療所、船井医師会等と連携を図りつつ、次のような体制の確立に努める。

- 1 救護所設定予定施設の指定
- 2 救護所設置・運営等に関する詳細要領の整備
- 3 医薬品の備蓄及び緊急供給に関する詳細要領の整備
- 4 医療救護活動に関する応援要請及び医薬品・医療機器等の緊急供給要請の詳細要領の整備
- 5 後送医療機関等への搬送体制を確立するための臨時ヘリポートの環境整備
- 6 トリアージ（傷病者の緊急度や重症度により治療や後方搬送の優先順位を決めること）など、緊急医療に関する知識についての担当職員の研修
- 7 医療・福祉施設の安全確保対策の実施（天井崩壊防止対策、スプリンクラー整備（消防法施行令改正により義務付け）、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等）
- 8 その他医療機関の必要な事項

第3 住民等に対する災害時初期対応の普及・啓発

- 1 消防団、町担当職員が行う災害時初期対応を徹底する。
- 2 住民、事業所に対する災害時初期対応の普及・啓発を図る。
- 3 公共施設など、多数の人が多く集まる場所から順次、AED（自動体外式除細動器）の設置を行い、あわせて取扱方法の研修を行う。

第4 広域的応援体制の整備

府や関係機関等と連携して、効率的な救急・救護・医療活動を行うため、次のとおり広域的応援体制を整備する。

- 1 地元医師会との災害時医療協定の締結
- 2 医薬品等卸業界との災害時医薬品等調達協定の締結

上記の他、府が中心となって実施する次の取組みについて、適宜、近隣市町とともに連携・協力する。

- 1 災害拠点病院の機能の充実
- 2 京都府緊急災害医療チーム（DMAT）の養成
- 3 災害拠点病院や災害医療コーディネーターと連携した研修会や訓練の実施
- 4 ドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制の構築
- 5 災害拠点病院へのヘリポート整備
- 6 広域医療搬送拠点（SCU）の整備・運用計画

第23節 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

〈総務課、福祉支援課、企画情報課〉

第1 計画の方針

発災時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所生活等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、本章第20節「社会福祉施設防災計画」とともに、主に在宅の要配慮者に配慮した対策を講じるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、発災時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知を図る。

第2 在宅の要配慮者対策の推進

1 要配慮者に係る支援体制の整備

- (1) 町の防災担当課（総務課）と福祉担当課（福祉支援課）との連携のもとに、防災関係機関（京都中部広域消防組合、消防団、自主防災組織等）及び日頃から要配慮者と接している団体関係者（社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険関係者、障害者団体等）並びに地域住民と協力して、特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。
- (2) 町と府の相互の協力・連携体制を整備するとともに、近隣の保健福祉サービス事業者との協力体制の確立に努める。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

総務課と福祉支援課は協力し、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて本人に理解を求めよう努める。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、後述の個別避難計画の作成を含め、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ア 避難行動要支援者名簿の対象者

一般に、高齢者や障害のある方等の避難行動要支援者については、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性が少ない人も相当数含まれているため、町は被災リスクの高い避難行動要支援者の支援体制を重点的・優先的に進めることとし、以下に掲げる在宅の避難行動要支援者を対象として対象者リストを作成する。

- (ア) 65歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- (イ) 65歳以上の高齢者のみの世帯の方

- (ウ) 身体障害者手帳の交付を受けられた方のうち、障害等級1級～2級に該当する方
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方のうち、障害等級1級～2級に該当する方
- (オ) 療育手帳の交付を受けられた方のうち、障害の程度がAの方
- (カ) 要介護・要支援の介護認定を受けられた方
- (キ) その他町長が支援を必要と認める方

イ 避難行動要支援者名簿の内容

避難行動要支援者名簿は、以下の情報を記載する。

- (ア) 行政区名
- (イ) 氏名（フリガナ）
- (ウ) 性別
- (エ) 年齢（生年月日）
- (オ) 住所
- (カ) 避難行動要支援者区分
- (キ) 上記の他、別紙に定めたもの

ウ 避難行動要支援者名簿の提供・管理

(ア) 避難行動要支援者名簿の提供先

福祉支援課は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、京丹波町個人情報保護法施行条例（又は個人情報の保護に関する法律）に基づき、次の機関等に登録台帳を提供し共有する。

- ① 町総務課
- ② 区等自治会組織
- ③ 自主防災組織
- ④ 民生児童委員
- ⑤ 社会福祉協議会
- ⑥ 京都中部広域消防組合
- ⑦ 消防団
- ⑧ 南丹警察署

(イ) 避難行動要支援者名簿の適正管理

避難行動要支援者名簿の原本は、福祉支援課が保管し、副本は台帳の提供を受けた者が保管する。

避難行動要支援者名簿は、京丹波町個人情報保護法施行条例（又は個人情報の保護に関する法律）に基づくものであり、災害時の避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。

避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、町職員、民生児童委員、社会福祉協議会職員、京都中部広域消防組合職員及び南丹警察署職員は守秘義務を厳守するとともに、登録台帳を保管する区等自治会組織、自主防災組織及び消防団は取り扱う者をあらかじめ定め、個人情報保護について誓約書を提出し、守秘義務の遵守に務めるものとする。なお、情報共有者は、登録台帳を保管する場合は施錠付き

の保管庫に保管するなど、情報の適正管理を徹底する。また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ウ) 登録台帳の更新

登録台帳は、その内容の変更を把握した時点で、随時台帳の更新を行い、台帳の提出先の副本も更新する。なお、古い登録台帳等については、回収し、粉砕処分する。

(2) 個別避難計画の作成

町は、総務課と福祉支援課との連携のもと、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めるよう努める。また、個別避難計画については、総務課、福祉支援課など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

この場合、ハザードマップ等を用いて、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を総務課と福祉支援課等の部局間で共有する。

また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあたっては避難支援等を実施する者）の同意を得ることにより、又は、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、避難支援等に携わる関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別避難計画の作成促進や実行性の検証を踏まえた見

直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

3 要配慮者の安全確保対策

(1) 避難行動要支援者以外の要配慮者についても、災害発生時に迅速かつ適切に行動できるように、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成・配布に努め、避難誘導時における安全確保に努める。

(2) 社会福祉協議会・介護保険事業者等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、災害発生時の要配慮者の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。

（資料編3-16「高齢者あんしんコーディネート事業」に関する協定書等 参照）

(3) 身体等の状況により通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者の避難にあたっては、指定福祉避難所を設置し、要配慮者の迅速かつ適切な避難体制を構築する。

(4) 地域住民等の協力も得て、要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

4 要配慮者の生活確保対策

(1) 食料及び生活必需品の確保にあたっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。

(2) 府との連携のもとに、要配慮者の緊急受入れが円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受入れ体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

(3) 指定一般避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から総務課と福祉支援課との連携のもと、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、指定一般避難所をユニバーサルデザインにするための取組みや要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置、及び要配慮者に適切に対応できる災害派遣福祉チーム（DWA T）又は福祉避難サポートリーダー並びに福祉避難サポーター等の人材の確保、又は社会福祉施設や宿泊施設との協定締結を促進し指定福祉避難所を事前指定するなど、要配慮者の避難生活の支援に努める。

（資料編2-13 防災関連の協定一覧 参照）

第3 外国人の安全確保

現在、町は、府、京丹波町国際交流協会等と連携して、次のような災害時の外国人支援対策を進めている。

1 府との連携により、広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレット・防災ガイドブックの作成・配布など多言語や「やさしい日本語」による防災知識の普及に努める。

2 府との連携により、広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。

- 3 災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備に努める。
- 4 京丹波町国際交流協会と連携し、防災訓練への外国人住民の参加を促進する。
- 5 外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。
- 6 府との連携により、災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。

第24節 廃棄物処理等に係る防災体制の整備

〈住民課〉

第1 計画の方針

京都府災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

なお、この防災体制の整備にあたっては、ごみ収集処理事業者等関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

第2 廃棄物処理等に係る防災計画

- 1 船井郡衛生管理組合と連携して、京都中部クリーンセンター等の廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るよう努める。
- 2 廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時における地下水等による水の確保に努める。
- 3 廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
 - (1) 近隣市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
 - (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - (3) 廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保する。
 - (4) 生活ごみや災害により生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき、草木）等の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれき等の広域的処理・処分計画を作成することなどにより、災害時における応急体制を確保する。
 - (5) 住民、事業所に対して、災害時における被害甚大地域における廃棄物の収集、資源ごみ・有害ごみ・危険ごみ・生ごみ等のごみの分別、がれき等の自己搬入の原則など、廃棄物処理方法についての周知徹底を図る。
 - (6) 災害ボランティアの活動状況を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保する。

第25節 行政機能維持対策計画

〈総務課、企画情報課〉

第1 業務継続性の確保

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。この際、躊躇なく避難指示等を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。なお、業務継続計画の策定にあたっては、京都全体に適用する京都BCPとの整合を図り、地域社会全体の活力の維持・向上を目指すこととする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員の動員確保、特に交通遮断が予見される場合は早めの参集指示、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

さらに、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

町は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギー（再生可能エネルギー）システムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や府等への通信機器の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

なお、災害対応にあたる要員の活動支援その他の用途に充てるため、本章第16節「資材器材等整備計画」に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努めるものとする。

第3 人材の確保・育成

職員の危機意識の徹底を図り、また、災害時に迅速な対応と判断力を養い、円滑な防災活動の実施を期するため防災教育を実施するなど人材の育成に努める。また、専門的知見を有する防災

担当職員の確保及び育成に努める。

第4 各種データの整備保全

町は、災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第26節 ボランティアの登録・支援等計画

〈総務課、福祉支援課、京丹波町社会福祉協議会〉

第1 計画の方針

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するには、ボランティア等の協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）等の活動が円滑に行えるよう、ボランティア等の自主性に配慮しつつ、平常時から必要な対策を講じるものとする。

第2 NPO・ボランティアとの連携

町は、府及び京丹波町社会福祉協議会と連携し、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携を図る。

具体的には、ボランティアの登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第3 ボランティアの活動支援体制の整備

災害発生時におけるボランティアの活動支援体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（京丹波町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるとともに、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所をあらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

1 災害ボランティア（特に資格、技術を必要としない業務に従事するボランティア）

（1）受入れ体制の整備

ア 災害ボランティアについては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後に、登録などの受入れ調整等を行うものとする。

イ 災害時には町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの機能を拡充した災害ボランティアセンターが、災害ボランティアの受入れ活動支援にあたるものとし、町は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。

（2）ボランティアコーディネーターの養成及び登録

ア 町社会福祉協議会は、災害ボランティアの需給調整、活動調整及び関係機関との連絡調整を行うボランティアコーディネーターの養成を行う。町は必要な助言指導を行う。

イ 町社会福祉協議会に設置するボランティアセンター（以下「京丹波町ボランティアセンター」という。）は、ボランティアコーディネーターの登録を行う。

ウ 町ボランティアセンターは、ボランティアコーディネーター相互の情報交換や協力連携体制の確立を図るため、必要な措置を講じる。

(3) 災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用

町は、災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施するときは、ボランティアの参加について配慮を行うものとする。

2 専門ボランティア（専門的な知識技能を必要とする活動にあたるボランティア）

(1) 協議会の設置

府が関係機関・団体とともに設置する災害ボランティア協議会に協力し、専門ボランティアの事前登録や派遣に関する事項についての必要な対策を講じる。

(2) 登録制度

災害発生時に、緊急の連絡・調整を図り迅速に対応できるよう、別に定める専門分野について、ボランティア希望者をあらかじめ登録する。この登録制度は、活動分野ごとの所轄団体（登録実施主体）が運営する。

(3) 研修及び訓練

府との連携により実施する。

第4 ボランティア活動に関する啓発

1 住民に対し防災知識の普及にあたりるとともに、災害ボランティア活動の意識等についても、災害ボランティア活動マニュアルの普及等を通じて啓発を進める。

2 ボランティアに関する相談、情報提供窓口の充実やボランティア保険への加入促進を図り、ボランティア活動に参加しやすい条件整備に努める。

3 町は、府が行うボランティア休暇制度の導入等について、雇用主等の理解が得られるよう努める活動に協力する。

第5 災害時におけるボランティア活動等に関する協定に基づく取組み

1 町社会福祉協議会は、平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、町は、町社会福祉協議会に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

2 町社会福祉協議会は、町とともに、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民、消防署等関係団体との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

第27節 企業等防災対策促進計画

〈総務課〉

第1 計画の方針

災害の多いわが国では、町や府はもちろん、企業、住民が協力して災害に強いまちを作ること、被害軽減につながり、社会秩序の維持と住民福祉の確保に大きく寄与するものである。企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等における防災対策

1 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

府、町、商工会議所・商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用を図るよう努めるものとする。

そのため町は、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行う。

2 事業所等における自主防災体制の整備

大規模災害が発生した場合は、中高層建築物、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるため、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行うものとする。

(1) 対象施設

ア 中高層建築物、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設

イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設

ウ 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたる効果が効果的であると認められる施設

エ 複合用途施設

利用（入居）事業所が共同である施設

オ 自衛消防組織等の取組みが事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

(2) 組織活動要領

対象施設を管理する権限を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

ア 役員

(ア) 統括管理者及びその任務

(イ) 班長及びその任務

イ 会議

(ア) 総会

(イ) 役員会

(ウ) 班長会等

(3) 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

ア 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること

イ 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画を立て、かつ町、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること

ウ 消防機関、本部、各事業所の体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと

エ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること

オ 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること

カ 避難場所、避難経路、避難情報の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること

キ 地域住民との協力に関すること

ク その他防災に関すること

3 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努めるものとする。

また、中高層建築物、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

4 災害時における出勤抑制

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措

置を講ずるよう努める。

5 災害時の企業等の事業継続

(1) 事業継続の必要性

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

(2) 事業継続計画の策定

企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、交通遮断が予見される際に早めに参集を指示するなどの従業員の動員体制を確保する一方で、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた「事業継続計画」の策定に努めるものとする。

また、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」(内閣府)が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP推進会議」(京都府防災会議)が示した「事業継続計画モデルプラン(入門編)」等を参考として、計画策定に努める。

(3) 事業継続計画の普及啓発

町及び府は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努めるものとする。

第28節 広域応援体制の整備

〈総務課〉

第1 計画の方針

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

第2 近隣市町との相互協力体制の整備

現在、本町及び京都中部広域消防組合は、14の消防等に関する応援協定を締結している。これを維持し、必要に応じて拡張するとともに、近隣市町等との災害時における次のような相互協力体制の整備に努める。

- 1 物資・人員等の相互応援
- 2 災害時における通勤・通学者の「安否確認情報」の相互交換
- 3 気象情報等の相互交換
- 4 河川における治水対策、林野火災の予防に関する協力

第3 広域的応援受入れのための体制の整備

- 1 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村等から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。
- 2 広域的物資等の配送など応援を受け入れる拠点の指定をあらかじめ行う。
- 3 応援受入れ拠点の開設、運営、応援要請等の要領をあらかじめ作成する。
- 4 応援者が活動しやすいように、案内標識、進入路標識等の設置に努める。

第4 災害支援体制の整備

「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」等を踏まえ、府及び関係市町村との役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることにより、府への応援要求及び他市町村との相互応援を円滑に行う応援受援体制を整備する。

- 1 府への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ府と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。
- 2 必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 3 応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施

については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

第5 相互応援協定の締結

- 1 近隣市町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

第6 防災拠点としての道の駅の機能強化

府では、大規模災害時のライフライン事業者等の応援隊の集結や全国からの救援物資の集積・集配など、広域防災活動拠点と連携し、広域的な応急活動を支援する拠点となる道の駅として、本町内2箇所の道の駅を指定している。

町は、府及び当該施設管理者と連携し、道の駅の防災機能の強化に努める。

道の駅の名称	所在地
和	坂原モジリ 11
京丹波 味夢の里	曾根深シノ 65-1

第29節 上下水道施設防災計画

〈上下水道課〉

第1 計画の方針

上水道事業者は、水道施設の常時監視、点検を強化して保全に努め、災害時の被害を最小限に止めるために必要な整備、補強の施策を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講じる。

第2 上水道施設等の防災計画

1 施設の維持管理

地域の実情と水道施設の実態を考慮し、設備の重要度に応じた点検を行うものとする。

2 図面等の整理

防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。

3 災害に強い水道施設づくり

(1) 緊急を要する弱点对策

水道施設の設計は、関係法令に定める基準に基づくものとする。

二次災害を発生するおそれのある施設、老朽施設等、弱点となる施設の緊急補強（耐震化）と更新を進めるものとする。なお、施設の耐震化を着実に推進するため、水道事業者・自治体間の連携により、技術職員の育成やノウハウの共有を強化する。

(2) 速やかに復旧できる水道づくり

施設の防災対策の向上、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組み合わせ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進めるものとする。

(3) 被災時にも給水機能を持つ水道

被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。また、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じた自家発電設備や2系統受電等の停電対策の実施、自家発電設備用の燃料を円滑に調達するための調達先との連携強化に努める。

第3 下水道施設の防災計画

1 大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、「業務継続計画」を運用する。

2 処理場・管渠の建設は、「下水道施設の耐震対策指針」等に基づき耐震構造にするとともに、災

- 害に対する弾力的対応方策を検討し、防災対策設備を設置する。
- 3 汚水処理場への電力の供給停止に対処するため、各処理施設の設備に応じて、自家発電装置を設置するとともに、自家発電設備用の燃料を円滑に調達するための調達先との連携強化に努める。
 - 4 施設の点検、復旧が迅速に実施できるよう、下水道台帳の整備及び複数箇所での保管を促進するとともに、点検用器材を常備する。
 - 5 点検などによる危険箇所の早期発見及び改善を行い、施設の機能保持を図る。

第30節 学校等の防災計画

〈学校教育課、子育て支援課〉

第1 計画の方針

学校、子ども園、その他教育機関（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制、災害時における指導方法等の防災に関する計画（応急教育計画）及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

第2 防災体制の整備

各学校等において、その自然条件・社会条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。

その際、学校等が指定一般避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、町の災害対策担当部局（総務課）やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、災害発生時別の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともに、その内容の周知徹底を図る。

1 学校等における防災体制

学校等の防災に関する計画において、教職員の防災意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校等が指定一般避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校等と教育委員会、南丹警察署、子育て支援課、総務課等との情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校等と保護者・児童生徒等との情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校等の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール、児童生徒等の引渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。

勤務時間外における発災を想定し、所属する教職員の所在確認や非常招集の方法を定めるとともに、平時から全教職員に周知しておく。

2 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校等の種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

（1）発災時別の教職員の対応方策

- ・ 在校（園、所）時
- ・ 学校等外の諸活動時
- ・ 登下校時（通園・通学時等を含む。）

- ・ 夜間・休日等

登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれか近い方に向かうことを基本とする。

- (2) 保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策
- (3) 施設・設備の被災状況の点検等

3 避難所としての運営方法等

指定一般避難所を運営する町担当職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で指定一般避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

指定一般避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、指定一般避難所に対する支援や指定一般避難所における備蓄、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

第3 施設・設備等の災害予防対策

1 施設の点検及び補修等の実施

電気・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

2 防災機能の整備

(1) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

(2) 指定一般避難所としての機能整備

地域防災計画に指定一般避難所として位置づけられている学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、耐震性の確保など、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

3 設備・備品の安全対策

災害時において、設備・備品の転倒、破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図るなどの適切な予防措置を講じる。

第4 防災訓練等の実施

学校等における防災教育は、本章第17節第5「学校等における防災教育」による。

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、また、障害の有無等にも配慮しながら、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第5 教育活動への配慮

1 指定一般避難所としての活用

学校を指定一般避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定一般避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

2 敷地の活用

学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第31節 避難等に関する計画

〈総務課、関係各課、消防団〉

第1 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、災害種別ごとに自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いつ・どこに避難すべきなのか、また、要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、府及び町は、災害の危険がある区域にいる住民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ住民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及させるとともに、町は、指定緊急避難場所及び指定一般避難所の指定等、避難計画の策定を行い、住民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、指定一般避難所等における被災者支援が適切に行われるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの支援体制の整備等に努めるものとする。

第2 避難の周知徹底

1 事前措置

府、町、水防管理団体等関係機関は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり・なだれ等の危険の予想される地域内の住民に、避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとるなど適切な避難行動のあり方、災害危険情報（地域ごとの災害リスク）や災害時の情報の入手方法、別表第1、第2の指定緊急避難場所、指定一般避難所、避難経路等について、本章第17節「防災知識普及計画」及び本章第18節「防災訓練・調査計画」等を通じてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。

また、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「町の避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

なお、府と連携して、自主防災組織に対し、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成を支援する。その際、避難指示等の発令対象を災害リスクのある区域等に絞り込んでおく。

2 避難指示等の周知

災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせるための伝達は、次のとおり多様な方法によるものとし、地域住民にあらかじめ周知しておく。

また、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまることなどにより、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても留意するものとする。

町は、避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。

このため、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなど、避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

(1) 放送による伝達

ア アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）、自主放送番組

町役場から避難情報等を配信する。

イ 防災行政無線による伝達

町役場から移動系防災行政無線を活用し、消防団や公共施設管理者等を介して関係地区へ放送する。

ウ ラジオ等による伝達

日本放送協会（NHK）及び民間放送会社に対し、避難指示等を発令した旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

(2) 広報車等による伝達

町広報車、消防車などを利用して関係地区を巡回して伝達する。

(3) 区長による伝達

町役場から区長に対して電話等で伝達し、区長は地域住民に対してあらかじめ区で定めた連絡網により伝達する。

(4) 消防団による戸別訪問

夜間及び停電時等で地域住民に対し、完全に周知徹底することが困難な場合は、消防団により戸別口頭伝達を行う。

(5) ホームページ、自主放送番組、アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）による

伝達

町のホームページ、自主放送番組、アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）を活用して、情報提供を行う。

(6) メールによる伝達

京都府防災・防犯情報メール配信システムを活用して、情報提供を行う。

第3 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定

1 指定緊急避難場所及び指定一般避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所については、町は、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震災火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。なお、本町では、後述の指定一般避難所（いずれも屋内避難所）に加え、グラウンド、広場等の屋外避難所を指定緊急避難場所として指定している。

(2) 指定一般避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものなどを指定するものとする。また、特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。なお、指定緊急避難場所と指定一般避難所は兼ねることができるが、その際は、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。なお、指定一般避難所は、本町では、以下に示す2種類の避難所を指定している。

一次避難所	主に予防避難を含む初動的避難所
二次避難所	主に一次避難所が使用できない場合や大規模災害時の避難所

(3) 指定一般避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の指定福祉避難所を指定するよう努める。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

2 広域避難場所の選定

地震等による延焼火災が発生した場合は、住民の生命及び身体の安全を確保するため、次の基準により、あらかじめ広域避難場所を選定しておく。（現在の広域避難場所は、資料編2-9「避難所等」参照）

- (1) 広域避難場所の収容可能人数は、避難者1人あたりの必要面積を、概ね2㎡以上として算定する。
- (2) 避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼により生じる輻射熱、熱気流等について考慮する。
- (3) 大地震が発生した時に崖崩れや浸水等の危険がないこと。
- (4) 一定期間、避難者の応急救護活動ができること。
- (5) 避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

3 避難場所の区分けの実施

また、次の事項を勘案して避難場所の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。なお、避難場所の定めのない地区は、広いオープンスペースに避難する。(現在の避難地の区分けは、資料編2-9「避難所等」参照)

- (1) 避難場所の区分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- (2) 避難場所の区分けにあたっては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。
- (3) 避難人口は夜間人口に基づくが、避難場所収容力に余裕を持たせる。

4 特定避難場所（仮称）

町は、災害対策本部長が特に必要と判断した場合に避難場所として設定するという位置付けで、以下の4箇所の施設と協定締結を推進する。

- (1) 府立丹波自然運動公園
- (2) グリーンランドみずほ
- (3) 道の駅京丹波味夢の里
- (4) 府立須知高等学校

5 避難道路の選定と確保

町職員、警察官、消防職員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努めるものとする。

指定緊急避難場所等に至る避難道路については、市街地の状況に応じて、次の基準によりあらかじめ選定しておく。

- (1) 避難道路は、ほぼ10m以上の幅員を有すること。
- (2) 避難道路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- (3) 避難道路は、相互に交差しないこと。
- (4) 危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。
- (5) 液状化や浸水等により通行不能になるおそれがないこと。
- (6) 避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識及び避難誘導の標識を設置すること。なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格（JIS）に基

づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

第4 孤立するおそれのある地区の対策

災害時に孤立するおそれのある地区については、当該地区の所在や世帯数・人数・食料等の備蓄状況等の事前把握に努め、次のような予防対策を実施するとともに、災害時においても、地区の被害状況に則して適切な応急対策の実施に努める。

- 1 孤立の危険性に関する普及啓発を図る。
- 2 孤立地区の発生も想定した防災訓練などを実施する。
- 3 食料及び生活必需品の備蓄や飲料水の確保、石油ストーブ・燃料・自家発電機等の備蓄（長期停電を想定し、避難所等における寒さ対策を考慮）を充実させる。
- 4 孤立時に有効な通信設備や臨時ヘリポートの整備など、情報連絡方法の確保に努める。
- 5 孤立地区へ通じる道路沿いの立木について、倒木により道路が通行不能となるおそれのある危険木の状況を把握するとともに、森林所有者等と調整の上で事前伐採等の措置を講ずる。
- 6 大雪に伴う電柱倒壊や倒木による高圧線の断線等が想定される中で除雪・道路啓開作業が迅速に行えるよう、電力事業者等関係者との間で倒木処理等の道路啓開手順を共有しておく（電柱番号による位置情報の共有も含む）。また、早期道路啓開を図るため、融雪剤として使用する塩化カルシウムの備蓄に努める。

第5 指定一般避難所の選定・周知

風水害時の指定一般避難所の選定については、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を十分に考慮して選定する。

なお、洪水浸水想定区域内の施設を指定する場合は、予測された浸水深や土砂災害危険箇所の分布等を踏まえて安全な施設を指定する。

また、指定一般避難所の所在等については、京丹波町防災ハザードマップ等を活用するなど、住民への周知に努める。

第6 避難所運営マニュアルの整備

指定一般避難所等では、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を含む避難者に対して、運営面できめ細かい配慮を行うことが重要である。このため、町は、避難者の多様なニーズに応じた避難所運営を実施することができるよう、運営方法についてのルール（町と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む。）等を定めた実践的な避難所運営マニュアルを作成するとともに、住民代表や関係者等に避難所運営に必要な知識が普及するよう努める。

また、避難指示等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第7 町の避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきかなどの判断基準について取りまとめたマニュアルを作成する。

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

2 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域をあらかじめ定める。なお、災害緊急時に「河川氾濫の危険」という情報発信だけで住民が避難行動を取る必要があるかどうか自ら判断できるよう、あらかじめ住民に対し浸水想定地区域の理解を促す。

3 避難指示等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「避難指示等一覧」による避難指示等発令の判断基準を定める。

また、避難指示等の発令にあたっては下表「避難指示等の発令の参考となる情報」を参考とすること。

なお、判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生し得るので、総合的な判断を行うこと。

4 効果的な避難指示等の発令

過去に発生した災害を挙げるなど危険が差し迫っていることを想起させる文例をあらかじめ作成しておく。

また、住民がリアルタイムで映像を確認できるよう、府河川防災情報システムの河川情報カメラのリンクを設定する。

5 避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、総務課及び福祉支援課が緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。

避難指示等一覧

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況 	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保（注1）） 上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難
レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況 	<p>全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
レベル5	緊急安全確保（注2）	<ul style="list-style-type: none"> 居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険で危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況 	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注1 立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待避をすること。

注2 必ず発令されるとは限らない。

避難指示等の発令の参考となる情報

(1) 河川の氾濫等

レベル相当情報		洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
河川の性格		<ul style="list-style-type: none"> 洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川 	<ul style="list-style-type: none"> 左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
警戒レベル3相当情報	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき（※1） ※1 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位に到達したとき（※1） ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合
警戒レベル4相当情報	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき（※2） ※2 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき氾濫危険水位に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 堤防の決壊につながるような漏水等の発見 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位（特別警戒水位）（※2）に到達したとき（※3） ※2 氾濫発生水位から一定時間（※4）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 堤防の決壊につながるような漏水等の発見 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で浸水が拡大 排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合

レベル相当情報	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
警戒レベル5相当情報	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらないなどの事故） ・氾濫開始相当水位に到達した場合 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※3） <p>※3 洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき</p>	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらないなどの事故） ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） 	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で浸水が床上に及んでいる
	<p>※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること</p>		

注 水位が堤防の天端高に近づくなど特に越水が差し迫った場合、樋門が閉鎖されポンプが稼働していない場合、ダム異常洪水時防災操作の事前連絡があったときや行われたときで下流に甚大な被害が発生すると予測された場合など特に災害発生のおそれが高いと考えられる場合は、既に避難指示が発令されている場合であっても、再度発令することも含め、速やかに住民に警戒レベル4相当の情報を提供する。

(2) 土砂災害

レベル相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
警戒レベル3 相当情報	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤）」と判定された場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）が発見された場合
警戒レベル4 相当情報	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」と判定された場合 前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合
警戒レベル5 相当情報	緊急安全確保	<p>（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報基準線（CL）を超過した場合 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」と判定された場合 <p>（災害発生を確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害が発生した場合

注 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、指令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第8 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

1 施設・設備の整備、物資の備蓄

指定一般避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備（障害者用トイレ、スロープ、ファックス、文字放送テレビ等）の整備、空調設備・ネットワーク・Wi-Fi 環境の整備、情報通信機器の確保、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。また、府と連携し、マンホールトイレの導入を検討する。

さらに、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資、ペット用ゲージ等）の備蓄に努める。なお、備蓄品の調達にあたっては、女性、子どもにも配慮するものとする。

2 円滑な避難所運営への配慮

町は、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBT等の配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、避難所運営マニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、指定管理施設が指定一般避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

町及び各指定一般避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

3 介護保険施設、障害者支援施設及び民間施設等の受入れに関する協力

町は、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に指定福祉避難所として開設するなど、配慮に努める。

4 新型インフルエンザ等府内感染者発生等に備えた対策

町は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から総務課と健康推進課が連携して、指定一般避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定一般避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。

また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。

さらに、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、受入れ施設を確保し、連絡・搬送体制を整備する（大規模地震発生時等を除く）。

5 避難所運営のための体制整備

上記の施設・設備等の整備にあわせて、安心して避難所生活を送れるよう、避難者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行うための体制を整備する。

第9 広域避難

- 1 本町の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、府内の他の市町村と協議することができる。
- 2 指定一般避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる指定一般避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 3 指定一般避難所が広域避難の用に供する避難所にもなり得ることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

- 4 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- 5 町域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

第10 広域一時滞在

- 1 指定一般避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 2 指定一般避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなり得ることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- 3 大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 4 域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第11 防災上重要な施設の計画

学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。また、これらの施設のうち、水防法又は土砂災害防止法に基づき地域防災計画に記載されたものは、水害又は土砂災害に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成及び避難訓練を実施するものとする。

なお、町は、府とともに避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効化を図る。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法等
- 2 児童生徒等を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法
- 3 病院等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
- 4 老人、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難地、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

第12 車中泊避難計画

大規模災害発生時において、地震活動への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、町は、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スパー

スの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

具体的には、一時的に車で避難する避難者に対応するため、指定一般避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等を事前調整する。また、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。

なお、住民の屋外避難にあたっては、町があらかじめ指定する指定一般避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第32節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

〈総務課、商工観光課〉

第1 計画の方針

大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、大量の観光客及び帰宅困難者により救急・救助等の応急活動に支障をきたし、観光客及び帰宅困難者自身にも危険が及ぶなど一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から、町は、府をはじめ、関西広域連合、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

第2 情報提供、受入れ体制の整備

町は、町観光協会、府や関西広域連合などと連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供など徒歩帰宅支援や外国人観光客への情報提供の要請等を行う。なお、外国人観光客に対しては、わかりやすい日本語、多言語やピクトグラム等デザイン化された視覚情報による情報提供に努める。

また、町は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時退避場所及び一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入れ体制を整備する。

第3 観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後、府や町の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、平常時から以下のことについて普及啓発を行う。

- 1 二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」。
- 2 災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段を活用する。
- 3 多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートを確認しておく。
- 4 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- 5 帰宅できるまで、自助・共助により助け合う。

第4 事業者等への要請

町内の主な事業者等に対し、以下の事項について働きかける。

- 1 発災時間帯別（就業時間帯に発災、出勤・帰宅時間帯に発災）の対応について、の基本ルールを定めること

- 2 重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講じること
- 3 事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画を策定すること

第33節 集中豪雨対策に関する計画

〈総務課、関係各課〉

第1 計画の方針

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、線状降水帯や急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

町では、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難体制・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民周知など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、農地の保全による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地滑りの対策、河川・下水道など治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備など流域全体のハード対策まで、気候変動を踏まえつつ、多方面から住民の安心・安全を確保するための対策を講じる。

第2 計画の内容

1 ソフト対策の推進・検討

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として自治体と地域の防災組織などが連携を図り、情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取組みが必要である。

- (1) 情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実
- (2) 避難体制等の取組み強化
 - ア 客観的避難基準の充実
 - イ 被災の危険性を考慮した避難所・避難場所の設定
 - ウ 避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保
- (3) 防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底
- (4) 要配慮者対策の強化

2 ハード対策の実施・検討

河川・下水道・砂防堰堤など計画的な施設整備の促進、施設機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援などのソフト対策と連携した施設整備や、まちづくりと一体となった、流域全体での総合的な雨水流出抑制の取組みが必要である。

- (1) 計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理
 - ア 河川施設・下水道施設の整備（洪水対策、浸水対策）
 - イ 治山ダム・砂防堰堤の整備（森林保全、土石流対策）
 - ウ 斜面・法面崩壊対策の実施（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、林地崩壊対策）
 - エ 防災機能を維持するための適切な施設管理、機能管理、老朽化対策等の実施
- (2) 流域全体での総合的な雨水流出抑制の取組み
 - ア 山地・森林環境の保全と整備

- イ 農地の持つ防災機能の保全と整備
- ウ 雨水貯留・浸透施設の設置
- エ 適正な土地利用の誘導、規制など

3 総合的な集中豪雨対策の促進

個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となり、住民の安心・安全を確保するため、取組み推進に向けた検討を進める。

第34節 突発的大事故に対する予防計画

〈総務課、関係各課〉

第1 計画の方針

航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害（危険物、高圧ガス等の漏洩・流出・火災・爆発、火薬類の火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、原子力発電施設以外における放射性物質による放射線障害の発生等）、林野火災、大規模火災（林野火災、交通機関の火災を除く）、広域停電事故などにより多数の負傷者等が発生し、又は発生するおそれがある突発的大事故への対策は、府地域防災計画事故対策編に基づき防災関係機関、事故原因者等と連携を図りながら適切な対策を推進するものであるが、この内、次のような処理すべき事務または業務の大綱を受け持つ本町が関係機関と連携して推進する予防対策を中心に定める。

また、府外の原子力発電施設に係る災害が発生した場合、本町は、府地域防災計画（原子力発電施設防災計画）に定める「関係市町以外の市町村」に該当することとなり、所要の応急対策を定めておくものとする。

なお、本町が実施すべき対策の内、本節に特別の定めを行っていない内容については、町地域防災計画の他の節の内容を援用する。

本町の処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 消防法に基づく市町村長の許可に係る屋外タンクにあっては、同法に基づく一次使用停止等の措置及び防災上必要な指示、指導
- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (5) 死傷病者の身元確認
- (6) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示等の発令
- (8) 府又は他の市町村等に対する応援要請

第2 情報収集・連絡体制の整備

人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、付近の施設及び交通、通行車両等の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を確立しておくものとする。

突発的大事故時の本町に直接関わる情報連絡系統は、概ね別記1の通りであり、消防本部・署及び府南丹広域振興局または他消防本部、他市町と通報・伝達を行い、これを必要に応じて消防庁に伝達することになる。

第3 情報通信手段の整備

突発的大事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第4 情報の分析・整理

情報の適切な分析・整理のため、平常時より、自然現象、社会情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。

第5 気象情報等の伝達（林野火災の場合）

町長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発表することができる。

町長は、火災警報を発表したとき、林野火災の予防上必要な措置を取らなければならない。

第6 防災活動体制の整備

- 1 捜索、救助・救急活動の円滑な推進のため、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。
- 2 医療活動の円滑な推進のため、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資器材等の備蓄に努める。
- 3 その他の確な応急対策活動を行うことができるように、危険物等の流出時の防除活動のための資機材、電源等の確保に努める。
- 4 突発的大事故の発生現場の周辺住民等を安全な場所に避難させるため、指定緊急避難場所及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

第7 林野火災の予防に係る巡回監視、入山者、林内作業者に対する措置

1 巡回監視

林野火災発生の危険性の高い期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点に指導、啓発、監視等を行い林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。

2 入山者、林内作業者に対する措置

林野火災の原因は、たばこ、焚火等の不始末など入山者の不注意によるもの又は火入れ等林内作業時における不用意な火の取扱いによるものが主因であるため、この予防を図るため、次の措置を行うものとする。

(1) 入山者等に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるたばこ等の不始末による火災を防止するため、次のような措置をとるものとする。

- ア 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。
- イ みだりに火を焚くものに対する警告、取締りを行う。
- ウ 観光関係者による防火思想の啓発を図る。

(2) 林内作業者に対する措置

林内において事業を営むものは、次の体制をとるものとする。

ア 林内作業者は、火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置する。

イ 事業箇所には火気責任者の指定する喫煙所並びに焚火箇所を設け、標識及び消火設備を完備する。

ウ 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図る。

(3) 火入れ作業等に対する措置

ア 火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、その森林又は土地を管轄する町長の許可を受けたのち、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。

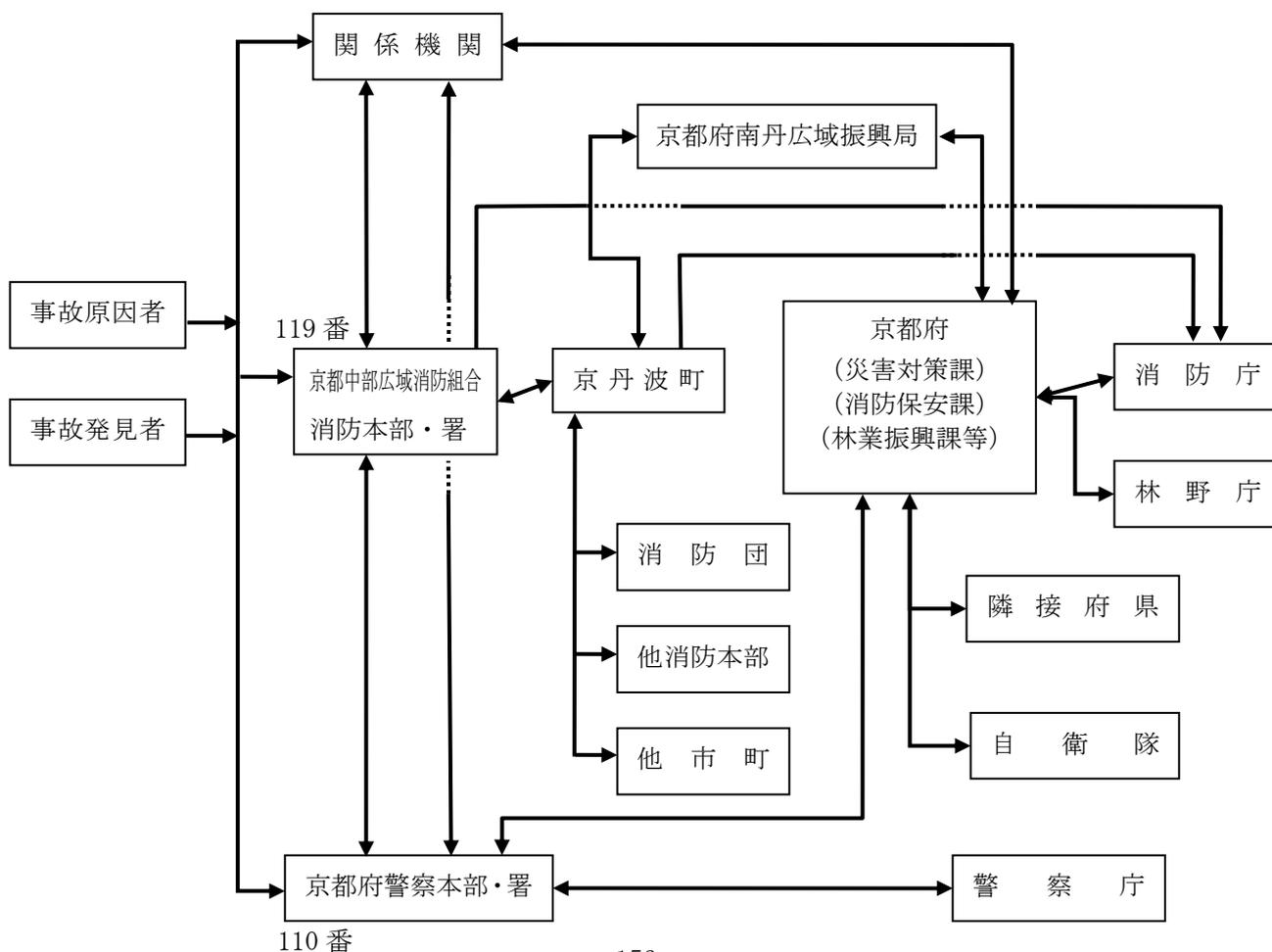
イ 町長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のための人員配置、防火線の配置等について明確に指示する。

(4) 宅造地等の雑草処理に伴う火入れ作業等に対する措置

ア 雑草等を焼却により処理しようとする者は、森林への延焼防止のため消防署及び町長へ届出た後、火入れを行うものとする。

イ 町長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のための人員配置、消火栓の配置等について明確に指示するものとする。

別記1 突発的大事故時の情報連絡系統（林野火災対策の場合）



第8 広域停電事故の予防対策

町は、府、関西電力株式会社（京都支社）及び関西電力送配電株式会社と連携し、広域的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障を来す災害が発生した場合（以下「広域停電事故」という。）の発生を想定して、次の予防措置を講じる。

- 1 広域停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策を行えるよう、緊急時の情報収集、府や関係機関との連絡体制を整備するとともに、情報通信手段の確保に努める。
- 2 広域停電事故が発生した場合に、的確な応急活動を行うことができるよう資機材の整備及び電源確保並びに発電機等の燃料確保に努める。
- 3 広域停電事故から住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 4 広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設（災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等）において電力を確保するために府が行う取組みに適宜協力する。

